

令和7年第1回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和7年3月4日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和7年3月4日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（13名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 藤本健太  | 2番 世良将生   |
| 3番 水原耕一  | 4番 福垣内邦治  |
| 5番 光本一也  | 6番 中島数宜   |
| 7番 尺田耕平  | 8番 竹爪憲吾   |
| 9番 沖田ゆかり | 10番 片川学   |
| 11番 民法正則 | 13番 大瀬戸宏樹 |
| 14番 時光良造 |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 三村裕史  |
| 副町長    | 岩田秀次  |
| 教育長    | 平岡弘資  |
| 総務部長   | 西岡隆司  |
| 住民生活部長 | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部長 | 西村ゆり  |
| 企画担当部長 | 榎並正和  |
| 建設農林部長 | 堂森憲治  |
| 技術担当部長 | 寺垣内栄作 |
| 教育部長   | 立花太郎  |

|         |       |
|---------|-------|
| 総務部次長   | 佛圓至裕  |
| 住民生活部次長 | 福嶋春樹  |
| 健康福祉部次長 | 井原志保里 |
| 建設農林部次長 | 宗像雅充  |
| 教育部次長   | 須賀雅彦  |
| 財務課長    | 多久見良数 |
| 産業観光課長  | 近藤光宏  |
| 収納管理課長  | 堀野准   |
| 防災安全課長  | 北川忠博  |
| 生活環境課長  | 花岡秀城  |
| 高齢者支援課長 | 竹本園美  |
| 子育て支援課長 | 熊野孝則  |
| 健康推進課長  | 寺澤ひとみ |
| 農林緑地課長  | 中原幸成  |
| 都市整備課長  | 渡部貴幸  |
| 会計課長    | 福垣内哲治 |

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 桐木和義 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議事日程（第1号）

##### 開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（中山 三郎）

- 日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（植田 義信）
- 日程第 8 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について
- 日程第 9 議案第 2 号 熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 5 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 6 号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 7 号 熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 8 号 熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 9 号 熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 17 議案第 10 号 熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 11 号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（時光） ただいまの出席議員は13名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和7年第1回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、水原議員、4番、福垣内議員、5番、光本議員の3名を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より14日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より14日までの11日間とすることに決定しました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。

桐木事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（桐木） 諸般の報告をいたします。

昨年12月18日、令和6年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

主な議案は、令和5年度各会計歳入歳出決算認定及び令和6年度一般会計補正予算等で、いずれも原案のとおり可決されております。

また、同日、令和6年広島県海田高校財産組合議会が開催され、議長が出席しました。

主な議案は、令和5年度決算認定及び昭和7年度一般会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

令和7年1月7日、広島県町議会議長会定例議長会議が開催され、議長が出席しました。

主な議題として、広島県自治功労者等表彰などについて協議されました。

1月12日、令和7年熊野町消防出初め式が町民グラウンドで行われ、多数の議員が出席しました。また、同日、二十歳を祝う会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月16日、広島県水道広域連合企業団議会議員全員協議会が開催され、議長から出席しました。

主な議題として、1月定例会の提出議案について協議されました。

2月9日、第50回熊野駅伝大会が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

2月17日、令和7年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

主な議案は、令和7年度の一般会計予算及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

2月20日、令和6年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会が行われ、多くの議員が出席しました。

研修内容は、地方議員のための「役所を動かす質問の仕方」と題しまして、地方議員研究会総括コンサルタント、川本達志氏から講義をいただきました。

2月21日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件6件、協議案件1件について協議しました。

2月27日、議会運営委員会を開催し、令和7年第1回熊野町議会定例会の議事運営について協議をしました。

続きまして、議長宛てに陳情書、要望書等が提出されていますので、御紹介いたします。

事前にお配りしております陳情書、要望書等一覧の資料を御覧ください。

昨年12月10日、国に対し、再審法（刑事訴訟法の再審査規定）の改正を求める意見書の採択、提出を求める陳情が日本国民救援会広島本部、本藤修氏ほか25名から提出されています。

令和7年1月20日、議会の審議において、どの議員が、どの議案に賛成、反対、棄権したかが分かるような図を作り、自治体のホームページで公開することに関する陳情が伊藤豪氏から提出されています。

1月21日、核兵器禁止条約の実効性を高めるために、日本政府が主導的役割を果たすことを求める陳情が原水爆禁止広島県協議会、代表理事高橋信雄氏ほか1名から提出されています。

2月14日、電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情が、一般社団法人広島電業協会会長、迫谷章氏から提出されています。

諸般の報告は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

令和7年度の予算編成に当たり、町長から施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 令和7年3月定例会に際し、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

同年7年度の予算案及び諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針と、新年度における施策の概要を申し上げ、議員各位及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年11月、町民の皆様から、5期目となる町政の重責を託されることとなりました。平成20年の町長就任以来、町民の皆様からの御負託に応えるべく、これまで、各種施策に取り組んでまいりました。

本町を取り巻く情勢を的確に捉え、熊野町が今後も発展していくよう、引き続き、皆様と共に、未来に向けたまちづくりを推進してまいり所存であります。

それでは、令和7年度の町政運営に対する基本方針につきまして申し上げます。

一つ目は、「第6次熊野町総合計画に掲げた取組の推進」です。

令和7年度は、令和2年度に策定した第6次熊野町総合計画に掲げる総合戦略や、基本施策の達成状況の評価年度となることから、これまでの取組や成果を検証し、目標達成に向けた取組を進めてまいります。

二つ目は、「子育て世代に選ばれるまちづくりの推進」です。

子育て世代の経済的負担軽減につながる支援の充実を図るとともに、移住・定住施策としての、子育て世代の住宅取得者に対する交付金など、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

三つ目は、「災害に強いまちづくりの推進」です。

引き続き、防災・減災対策に取り組み、安全・安心で強靱なまちづくりを進めてまいります。

こうしたことを踏まえ、令和7年度の中央政策と取組を総合計画の基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標1の、「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」でございます。

子育て支援政策におきましては、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする熊野町こども計画に基づき、子ども・子育て支援制度を充実させ、子育てしやすいまちの実現に向けて取り組んでまいります。

保育所の待機児童対策でございますが、近年、転入世帯の増加などに伴って、急激に保育ニーズが高まる中、誰もが安心して子供を預けられるよう、引き続き、保育施設を運営する法人と連携し、受入れ体制の確保に努めるために、施設整備への支援、保育士確保に関する補助金制度を設けて支援してまいります。

切れ目のない相談支援として、従来の、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化する熊野町こども家庭センターを設置し、必要な支援につなげる伴走型支援に取り組んでまいります。

高齢者施策でございますが、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎え、ますます介護ニーズが高まることが予想されます。

その中で、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、地域ケア会議を開催し、多職種連携の推進、地域力の向上につなげるよう取組を進めてまいります。

また、こうした各取組の充実に加え、多岐にわたる、複雑かつ複合的な不安や課題に対応するため、関係部署や、様々な分野の関係者が連携し、重層的に支援を行うことができる体制の整備と、地域づくりに向けた取組を進めてまいります。

続きまして、基本目標2の、「学ぶ力と豊かな心を育むまち」でございます。

教育施策として、学び続ける力の育成、思いやりの深化、学校、地域等の連携強化を重点的に取り組んでまいります。

学校教育におきましては、良好な教育環境を確保するため、学校施設長寿命化計画に基づき、熊野第三小学校南校舎の改築や、小中学校の施設改修に取り組んでまいります。

学校給食では、令和7年度2学期から食缶方式による全員給食へ移行し、温かい給食の提供や、さらなる食育の推進を図ってまいります。

次に、基本目標3の、「活力と魅力に満ちた元気なまち」でございます。

移住・定住促進策として、子育て世代の定住を促進するため、一定要件の住宅取得者に対し交付金を支給する事業を引き続き実施するとともに、東京圏からのUIターン人材を呼び込むため、県と連携した、移住支援金制度を引き続き実施してまいります。

また、客観的な視点で地域の活性化に取り組む都市部からの人材を求めするため、地域おこし協力隊制度の活用に取り組みます。

ふるさと納税につきましては、新たな返礼品開発などの返礼品の拡充や、効果的なPR等により、多くの人に本町の魅力や地域資源を認知してもらうことで、リピーターの定着や、関係人口の増加につなげるとともに、町内事業者の販売促進等を支援してまいります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることを受け、住民への生活支援策として、水道基本料金を2か月分免除する費用の確保とともに、上水道の未給水世帯へ同等の生活支援金を交付いたします。

次に、基本目標4の、「安心・安全で快適に暮らせるまち」でございます。

防犯対策では、録画機能付インターホンや防犯カメラの設置を希望する世帯へ、その費用の一部を助成することで町民の防犯意識を高揚させ、さらなる防犯環境の整備に努めてまいります。

近年、災害が激甚化、頻発化する中での災害発生予防及び災害拡大防止の取組といたしまして、道路、河川、農業施設等のインフラの強靱化を進めてまいります。

次に、本町の幹線道路である矢野安浦線及び瀬野呉線で進められているバイパス整備事業は、まちの発展と、町内の渋滞緩和を図るために必要不可欠な事業であるため、早期完成に向けて、県と連携して、引き続き、全力で取り組んでまいります。

町道の新設・改良事業においては、狭隘区間の拡幅、通学路の安全対策、災害時の避難活動等で必要な箇所への拡幅などを実施し、道路交通の利便性と、安全性向上に取り組むほか、県道矢野安浦線バイパスと一体的に進める必要がある、町道萩原線の新設事業を進め、円滑な道路ネットワークの構築に努めてまいります。



交通輸送対策としましては、生活福祉交通「おでかけ号」の見直しなどを検討するとともに、既存バス路線のさらなる利用促進につながるよう、バス事業者と協調し、利便性の高い路線の維持を進めてまいります。

次に、下水道事業でございますが、引き続き、熊野団地内の老朽化した汚水管路を計画的に更新してまいります。

次に、基本目標5の、「人と自然が調和する美しいまち」でございます。

筆の里工房の周辺整備につきましては、令和6年度より、国庫補助金、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の採択を受け、今年度に引き続いて、観光交流施設及び調整池、駐車場の整備を推進し、令和8年度上半期のオープンを目指してまいります。

次に、基本目標6の、「自立と協働、みんなで作る持続可能なまち」でございます。

D Xの推進につきましては、令和3年3月に策定しました熊野町D X推進計画に基づき、行政運営の効率化や、住民サービスの向上等に計画的、継続的に取り組んでいるところでございます。

国から令和8年3月末までに対応することを義務付けられている基幹業務システムの標準化、共通化について、確実な標準準拠システムへの移行に取り組んでまいります。

これらの施策を中心に予算編成を行った結果、令和7年度の一般会計の総額は119億7,953万4,000円となり、前年度と比べ17.2%の増となりました。

また、特別会計は、3会計の合計で57億8,867万4,000円、企業会計は、1会計で11億6,917万円を計上しております。

以上、令和7年度における主要政策につきまして、その概要を申し上げます。

社会環境が大きく変化する中で、多様化・複雑化するニーズへの対応にも多様性が求められております。そのような中でも、皆様の方をしっかりと聞き、まちの幸福度ランキング1位の評価を維持し、熊野町に住み続けたいと思えるまちづくりを進め、皆さんと共に、熊野町の未来を切り開いていく所存でございますので、議員各位をはじめ、町民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の施政方針といたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第5、一般質問を行います。

6名の議員より通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、1番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） 1番、藤本健太でございます。

皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に基づきまして、減災、防災に対する備えと、子ども議会について質問させていただきます。

まずは、一つ目の質問ですが、近年、あり得ないほどのペースで自然災害が増加しています。

本町では、令和4年2月にハザードマップを全ての家庭に配布したとありますが、そこに対する本町の取組はいかがでしょうか。

もちろん、ハザードマップは、災害の発生により、被害が予想される場所を事前に知っておき、災害に備えることを目的に作成していますので、直接的な災害に対するものなのか、それ自体で災害を抑止できるものとは理解をしております。しかし、住民さんたちが理解していたとしても、行政として、危険区域に対し何らかの軽減措置をすべきだと思います。

また、広島県が中心となって各市町と連携し、災害に強い都市構造の形成に向けて、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域について、市街化調整区域へ偏入する取組、いわゆる、逆線引きが進んでいるようですが、本町ではいかがでしょうか。

そこで、現状も含め、今後、どのようにしていくのか御質問をさせていただきます。

二つ目、子ども議会開催についてですが、昨年3月定例会において御質問させていただきました続きになるんですけども、子ども議会には、民主主義の理解、自己表現の機会、社会問題への関心、コミュニケーション能力の向上、批判的思考の育成、地域社会のつながり等の、子供たちの人材育成に大切な要素が多数含まれていると思われまます。

また、先日行われた県内の公立高等学校受験においても自己表現という項目が含まれており、教育の観点からも大変意義のあるものではないかと感じます。

本町の未来を担う子供たちが、町議会の疑似体験を通じ、町民生活や行政との関わり、本町が直面する様々な課題について考え、子供たちの豊かな発想を持って質疑応答を行うことにより、地方自治の仕組みを学んでもらい、社会参加への意欲を培っていただける良い機会ではないかと思ひます。

前日も言っているんですけども、また、子どもたち自身が政策提言し、実際に施行を実施し、成功体験をさせることで、本町に対してもさらに深い愛着、気づき意識が高まるのではないかと思います。

前回の教育長の御答弁で、今後、調査、研究等のお言葉を頂きましたが、その後、どのように進展があったか問わせていただきたいと思います。

本日は、この2点の御質問をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 藤本議員の1番目の御質問、「防災、減災に対する備えは」については私から、2番目の御質問、「子ども議会の開催は」については教育委員会から答弁をいたします。

1番目の御質問、「防災、減災に対する備えは」でございますが、本町における防災対策は、平成30年7月豪雨災害の教訓を基に、熊野町地域防災計画の見直しを行うとともに、本町の将来像を見据え、熊野町災害復興計画を策定し、3か所の防災交流センターの整備を行うなど、町民が安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える、未来へつながる復興を行ってきたところでございます。

また、令和元年度には、熊野町防災・減災まちづくり条例を定め、まち全体が協働して、災害に強いまちづくりを目指しております。

詳細は、住民生活部長及び建設農林部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 藤本議員の1番目の御質問、「防災、減災に対する備えは」について、詳細にお答えします。

1点目の、「ハザードマップの警戒区域への対応は」でございますが、本町は、令和元年度に、自助、共助、公助を柱とした熊野町防災・減災まちづくり条例を定めています。

この条例の中の自助として、住民の皆様には、身近の危険箇所、避難所、避難経路及び避難方法の確認を行うこととし、町内全戸に配布したハザードマップ等で確認いただき、共助として、地域でともに支え合うために、地域のコミュニティーの醸成や、住民相互の協力関係を築くこととし、自主防災組織の設立や、避難訓練などの防災活動への支援を行っています。

公助といたしましては、避難所の整備や、物資の備蓄などを行い、防災・減災まちづくり会議を開催するなどの啓発を行っています。

さらに、災害に強いまちづくりを進めるため、日頃より、道路の修繕や、河川の浚渫などを行っています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 藤本議員の1番目の御質問の2点目、「本町の逆線引きの導入、進捗状況は」について、詳細にお答えいたします。

平成30年7月豪雨を初めとする、たび重なる豪雨災害により甚大な被害が発生し、多くの人命、財産が失われました。そのため、災害リスクの高い区域における都市的土地利用を抑制するとともに、災害リスクの低い区域へ居住を誘導するなど、災害に強い都市構造の形成が喫緊の課題となっております。

こうした背景から、令和3年3月に、県、町それぞれ、広島圏域都市計画マスタープランや、熊野町都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの方針に基づき、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を対象に、市街化調整区域に編入する、いわゆる、逆線引きの取組を推進することとしました。

この、逆線引きの取組における目指す姿としまして、令和3年度から20年後には、逆線引きをおおむね完了させ、災害リスクの高い区域において新規居住者がほぼないこと、50年後には、災害リスクの高い区域において新築や建替えなどの抑制が十分に機能し、災害リスクの高い区域に居住する人がおおむねいないことを目指しております。

また、この取組における箇所数は、令和3年度の調査時点で、県内で約1万か所、本町においても相当数あることから、大きく3段階に分けて進めることとしております。

まず、1段階目でございますが、先行取組として、市街化区域の縁辺部で、住宅、店

舗、工場等の都市的土地利用が行われていない箇所について、令和3年度から土地利用状況の把握を行い、県災害予防工事等により、将来的に土砂災害特別警戒区域の指定が解除される箇所等を除く、7か所が先行取組の対象地となりました。

令和4年度には土地所有者の利害関係者に説明を行い、逆線引きの取組に協力をお願いしてまいりました。

令和5年度は、土地所有者等と合意形成を図り、都市計画法における都市計画決定の変更に関する図書の作成を進め、令和6年度に県や国の協議を経て、令和7年3月31日に、区域区分及び用途地域に関する都市計画決定の変更を告示する予定となっております。

また、今後のスケジュールでございますが、令和7年度からは、2段階目である、市街化区域の縁辺部で住宅、店舗、工場等の都市的土地利用が行われている箇所についても調査を進めてまいります。

なお、2段階目の取組成果につきましては、令和10年度頃の都市計画決定の変更に反映する予定でございます。

また、3段階目につきましては、おおむね、2段階目の状況や見通しを踏まえ、土地所有者等の利害関係者に説明を行うなどして、逆線引きの取組を推進してまいります。

最後に、今後の取組推進に当たっての留意事項といたしまして、土地所有者等との合意形成、逆線引きに向けた機運醸成、関係機関との連携を図るなど、防災、減災の原点において最も重要な、災害に強い都市構造の形成に向けて進めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 藤本議員の2番目の御質問、「子ども議会の開催は」についてお答えします。

昨年3月議会において御質問を受けました子ども議会につきましては、令和5年こども家庭庁が発足し、制定されたこども基本法により、子供に関する政策の決定に、子供や若者、子育て当事者の意見を反映させるため、国と地方自治体は必要な措置を講ずるものとされています。

これまでも、各小中学校では、総合的な学習の時間等の中で、地域や学校の特色に応

じた課題について探究的な学習を行い、様々な提案が児童生徒からあったところがございます。

具体的には、中学生による、避難したくなる避難所づくりの提案や、小学生による、みんなが使いやすい公園に必要なものの提案などがありました。

今後も、熊野町のまちづくり等について学習したことを踏まえた、児童生徒の意見をより具現化するためにも、子ども議会の開催の実現に向けて調整を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） 詳細な御答弁、ありがとうございます。

それでは、1問目なんですけれども、まずは、本町のハザードマップ上の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の件数を教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 本町の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の件数でございますが、令和7年2月現在で、町内の土石流及び急傾斜に係る土砂災害警戒区域は268か所で、そのうち、土砂災害特別警戒区域は232か所ございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

山に囲まれた豊かなまちなので、ちょっと想像以上に多いなと感じるところはあるのですが、そこに対する現在の対策というのはどのようになってますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 対策でございますが、まず、ソフト対策でございますが、町民の皆様には配布をさせていただいておりますハザードマップのほうで、お住まいの地区が危険な場所であるかどうか確認していただくよう、町のホームページなどで呼びかけを行っております。

また、大雨のときなど、不安を感じる方は早目に避難をしていただくような呼びかけを行っているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

今のは主にソフト面のお話だったと思うのですが、ハードではいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） ハード面で申しますと、町内では、砂防堰堤を38基、急傾斜地崩壊対策施設を5か所整備いただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

その数が多いのか、少ないのかというのはちょっと別の話になると思うんですけども。

また、今後、どのような対策を講じていくのか、教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 繰り返し遠回りで申し訳ないんですが、今後も、引き続き、ホームページやラインなど、呼びかけのほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

いつも、定例会のときにお話させてもらうんですけども、やはり年配の方とか、携帯を持たれていない方とかってまだいらっしゃると思います。使い方が分からないとか、そういう方たちに関して、取りこぼしのないようにお伝えさせていただきたいと思えます。

それでは、今のはソフト面の話だったんですけども、ハード面ではいかがでしょうか、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） ハード面では、平成30年7月豪雨において、土石流が発生した13溪流につきまして、13溪流を対象に、広島県のほうで砂防堰堤の整備が進められ、今年度中に関連する工事のほうが完了する予定であるというふうに伺っております。

また、通常事業としまして、町内では、雲母川と二河川支川19の2溪流について、実施箇所に位置付けていただいて事業を進めていただいているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

広島県主体の工事とかあるとは思いますが、早急に、進めていけるものは進めていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

先ほどの、住民生活部長の答弁から自助、共助、公助とありましたが、実際に、自助、共助というのは住民さん自身が関わっていくものなので、それは自主防災組織であったりとか、各自治会において取り組みをされていらっしゃると思うんですけども、共



助の部分、行政のほうからは、どのような共助を取り組まれていますでしょうか。

よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 公助のほうの取組といたしましては、熊野町防災・減災まちづくり条例第8条に、町の責務として、町民の生命、財産を災害から守り、その安全を確保するため、防災、減災及び災害応急のため、必要な対策を推進することというふうに定められております。

この条例に基づきまして、地域防災体制の整備、職員に対する災害に関する研修会の確保、国や県などの防災関係機関と連携協力による防災対策の推進、防災・減災に係る協定の締結、災害に関する正確な情報収集と、迅速かつ正確の伝達などを実施しているほか、帰宅困難者への支援や、防災訓練等の実施、防災、減災の啓発、消防団の充実、物資等の備蓄、公共施設の整備等に取り組んでおるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

今、物資等の備蓄とあったんですけれども、以前も一般質問で御質問があったと思うんですけれども、本町の、災害に対する避難所の食料や簡易ベッドなどの備蓄数というのは、今、どのような状況でしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 本町の備蓄数でございますが、まず、主食となる御飯類については、今現在、約4,800食を備蓄させていただいております。また、簡易ベッドにつきましては、折り畳みベッド、段ボールベッド、エアーマットなどを、合計で390台、これは、各防災センターのほうに分散して備蓄をさせていただいております。

以上です。

〇議長（時光） 藤本議員。

〇1番（藤本） ありがとうございます。

御飯類は、今現在、約4,800食、簡易ベッドが390台とあるんですが、これは、どこから、何を根拠にこの数字になっているのでしょうか。

〇議長（時光） 北川課長。

〇防災安全課長（北川） 備蓄数における数字の根拠でございますが、本町のほうで策定いたしました熊野町地域防災計画のほうに、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めることというふうに定められております。

これに基づき、熊野町災害応急救助物資の備蓄調達方針というものを定めまして、その中で備蓄目標数を定めております。

主食の御飯類につきましては、7,400人分を目標としております。また、簡易ベッドにつきましては、既に、目標数を充足して備蓄をさせていただいておるところでございます。

以上です。

〇議長（時光） 藤本議員。

〇1番（藤本） はい、分かりました。

今、目標が、7,400に対して2,800ということは、足りてはいないところではあるんですけども、食料品の賞味期限とか、その他の問題があるので、徐々にという形にはなってくるかもしれませんが、災害というのは、いつ、どこで、どのような状態で起きるか分からないので、目標達成に向けてしっかりとやっていただければと思います。

それでは、逆線引きの取組としてなんですけれども、第1段階を、今年度、7か所実施したいとのことでしたが、土地所有者からの承諾を得る必要があるかと思うんです

けれども、承諾は得られましたでしょうか。

また、所有者不明の土地が出てこようかと思うんですけれども、そこに対する対策というのはどのように考えてらっしゃいますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 7か所につきましては承諾をいただいております。

今後も、全員の土地所有者に説明し、理解を得た上で進めることが望ましいため、都市計画の手続と同様に、広報紙やホームページで取組の周知を行って、必要に応じて、地元説明会や公聴会等を実施した上で行っていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

逆線引きというのを進める中で、土地所有者さんに対して、デメリット等リスク等というのは何かありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 市街化調整区域へ編入されることにより、原則、家を建てられない等の開発行為が禁止されるなどの影響がございます。

そのため、土地所有者への丁寧な説明により、取組に対して一定の理解を得た上で進めることが重要であろうと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

今、デメリットの話聞いたんですけれども、メリットとしては、やっぱり災害に対

するものというのと、税金のほうが軽減されるようなところもあるので、そこも含めて住民さんにしっかりと御説明していただけたらというふうに思います。

調査をされたということなのですが、調査が終わられた方、土地所有者の方ですね、どのような意見や反応が出ていたのか。もちろん、個人的なものもあるので難しいと思うんですけども、言える範囲で構わないので、教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 先ほども申しましたが、やはり家を建てることのできない等の利用価値が落ちることへの不安を感じていらっしゃいます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

そうなれば、現在、利用がない土地でもなかなか話というのは進まないところだと思うんですけども、皆様、いろいろな思いがあるので、そこから、さらに今後、住宅のある地域に対して行う場合という、ますます、やっぱり今あるものなので、大変な作業になると思うんですけども、逆線引きされて、それで、これは住民さんが言われたんですが、家を取り壊して造ることができないのか、リフォームなら良いのかという話があったんですけども、その辺いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 住み続けることは可能です。しかしながら、逆線引きをしたとしても、土砂災害リスクは軽減しないことから、安全な区域へ移転していただけるような対策も併せて講じる必要があると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） 分かりました。ありがとうございます。

そうですね、なぜ逆線引きを広島県が始めたのか、十分、土地所有者さんに説明し、理解していただき、今後も進めていくのが、長いスパンでのお話になるというのは、先ほど、部長答弁からありましたけれども、進めていただいて、安心・安全に町民の皆様が暮らせるように進めていくようお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、二つ目の、子ども議会の開催についてに移ります。

近隣市町が、最近、いろいろ子ども議会をやっているようなんですけれども、先進事例などというのを調査されましたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 子ども議会の開催につきましては、各自治体等の記念行事として実施されるケースが多く見られておりましたが、児童の権利に関する条約の批准、これや、こども基本法の制定等を踏まえて、児童生徒の発表、表現の場として、全国の地方議会で子ども議会が開催されるようになっております。

近隣で言えば、呉市、海田町、廿日市市等で開催されておまして、地域の活性化や、安全のまちづくり等について具体的な提案があったようになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

呉市、海田町、廿日市市、本当に近隣市町で行われていることなんですけれども、ちょっと分かればいいのですが、具体的な提案とありましたが、どういう点があったのか、また、それが事前に実施されたのかどうか、教えていただけますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 児童生徒が、総合的な学習の時間、これ、社会科等の授業において、考えたり、調べたりしたことをまとめて発表、表現する場としての子ども議会を活用するというようになっておりまして、学習への動機付けにつながるということで、熊野町のまちづくりや、まちの未来について考えるということが提案等に上がってきているようでございます。

子ども議会につきましては、社会参画への意欲の向上が期待されるところです。

また、議場を活用するということが、政治や地方自治への関心も高まるということが期待されております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

教育等の一環のものなのであれなんですけれども、ぜひ、子供たちが、先ほど、御質問させてもらったように、提言したもの、政策提言したものを実施するところまでが完結だと思います。もちろん、できる、できないというのはあると思うんですけれども、そこも含めてしっかりとお願いします。

それでは、教育委員会として、子ども議会開催の意義というものはどのように捉えられていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 開催する意義でございますが、先ほど、ちょっとお話をさせていただいたんですけれども、児童生徒が発表を表現する場ということで、学習上の動機付けということでございます。

あとは、先ほど言いましたが、まちづくりやまちの未来について考えること等が考えられます。

あと、やはり政治や地方自治への関心も高まるということが開催される意義だと思われれます。

あと、保護者等も初めまして、町民に児童の議場での活動を傍聴、ネット視聴しても

らうことを通じて、議会や行政の取組をより身近なものとして感じてもらうことも良いであろうというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

そうですね、やはり行政、議会の取り組み、役割などを身近なものに感じていただけたらと思います。

実際に、各市町で様々な子ども議会の形態、形があるんですけども、本町で行おうとすれば、どのような形態で行う予定でしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 他市町の状況を見ますと、実施主体も、教育委員会であるとか、区部長部局、議会など、様々な状況が見られます。

形態につきましても、発表形式、質問形式、提案形式等があるようで、いずれにしても、児童生徒が学習した内容について、発表、表現する場として子ども議会が開催できるように、対象や開始時期等も含めて調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

本町での子ども議会なので、いつも私どもが行っているこういう形式で行っていただけると、より一層、子供たちにも理解していただけるのかなと思うところがありますので、お願いします。

今のは、教育に関してちょっとお伺いしたんですけども、子供さんたちが主体的に行うというのであれば、やはり教育につながるもの、勉学につながるものにしていかな

きやいけないと思うんですけれども、今後、子ども議会をどのように教育につなげてい  
かれるのか、どういうふうを考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） 教育への結びつけということでございます。

児童生徒が学校で実際に学んだこと、これを、実際の議場で、児童生徒なりの視点、  
それから、言葉で、ふるさと熊野をより良くするというために行う発表、それから、表  
現の場ということで位置付けることによって、生徒がふるさと熊野への愛情、それから、  
誇りをさらに醸成するものというふうに結びつけようと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

今の、立花部長の話から考えられるのが、熊野町の歴史を学ぶことも、もちろん、十  
分大事だと思うんですけれども、ふるさと教育といった意味での、集大成と言うとちょ  
っと行き過ぎかもしれないんですけれども、本当に子供たちが自らの力で発信して、熊  
野町のことを考えて、できれば、本当に良い機会じゃないのかなと思います。

2回目は、もう分かると思うんですけれども、私は、ぜひにでも開催していただきた  
いとずっと考えております。

教育長にも、会うたびにお話をさせてもらったりとかというのはしているんですけれ  
ども。

冒頭、教育長は、子ども議会開催について学校と調整を図っていくというお話があっ  
たと思うんですけれども、すいません、せっくなものであれなんです、もしよけれ  
ば、いつから目指すか、始められるか、もしお答えができれば、お答えしていただき  
たいと思うんですけれども、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~



○教育長（平岡） 今回の御質問、また、すごく藤本議員の熱意も感じるところでございますけれども、学校との調整もありますし、学習の内容もありますので、できる限り、早い段階で実施できればと思っておりますけれども、引き続き、調整を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

3月なので、もう学校側もいろいろなカリキュラムがあると思うので、来年度というふうにはいかないかもしれないんですけども、やはり良いものは早く実施していただければというふうに思います。

もちろん、学校とのすり合わせ、調整というのは全部必要なんだと思うんですけども、毎回言います、強制ではないのですが、他市町がやっていることができないというのは、やっぱりちょっと僕は寂しいなと思います。他市町がやっていることは少ないんです。熊野町ならではでやっていただければいいんじゃないかと思います。思いとしては、むちゃかもしれませんが、来年度、どこかのタイミングでやっていただければというふうには思っております。

また質問させてもらいますので、どうぞよろしくお願いします。

すいません、じゃあ、今日はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（時光） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分。

（休憩 10時33分）

（再開 10時50分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、6番、中島議員の発言を許します。

中島議員。

○6番（中島） 皆さん、おはようございます。6番、中島数宜です。

通告書に基づきまして、本日は、1番目に「家庭用防犯カメラの設置に伴う補助金について」、2番目に「消防屯所の維持管理について」、以上、2問質問させていただきます。

まず、家庭用の防犯カメラの設置に伴う補助金についてですが、防犯カメラは、公共性の高い施設や道路あるいは商店街、あるいは介護や医療といった福祉の施設を対象として設置されてきております。

最近では、ネットによる犯罪あるいは外国人による犯罪、また、コロナ禍によって貧困となったために犯罪が発生しているということで、多くなってきております。一軒家で庭がある、敷地が広くて、閑静な住宅地で、ガレージがある、こういった住宅が狙われやすい傾向となっているようです。最近では、各家庭で犯人の侵入を未然に防ぐセキュリティ対策として、防犯カメラを設置する家庭が増加してきております。

そこで、家庭用防犯カメラの設置に当たり、補助金を支給する考えがあるのかどうか、この辺りについて質問をさせていただきます。

1点目、最近、インターネットを利用した犯罪をはじめ、様々な犯罪が増加しております。町内の犯罪の現状についてお聞きいたします。

2点目、町民が安心・安全に生活していくために、家庭用防犯カメラの設置は犯罪の抑止に有効だと思います。設置の是非について、町の考え方をお尋ねいたします。

3点目、防犯カメラの設置に関わる補助金を支給する市町が増えてきております。町の考えをお尋ねいたします。

4点目、先ほど述べましたが、家庭用防犯カメラの設置により、町民が安心・安全に生活していくための一助になるのではないかと思います。先日、某住宅メーカーが発表した、2024年のまちの幸福度、熊野町がNo.1になったという報道がありました。家庭用の防犯カメラを設置して、防犯安心安全度No.1を目指す考えがありますでしょうか、お尋ねいたします。

次に、2番目の質問、「消防屯所の維持管理について」お尋ねいたします。

火災などの緊急時には、迅速かつ効果的に現場に駆けつける必要があることから、消防車などの消防設備は各地域の消防屯所に分散、保管されていることは承知をしております。さらに、緊急時には迅速に出動ができるよう、消防団または自治会などにより建物設備の維持管理を行っていただいております。

一方で、近年、交流センター及び老人集会所の整備に伴い、一部の地域の消防車並びに消防屯所が防災センターに移転されました。移転に伴い、屯所の建物設備などの維持管理が熊野町に移っているのではないかと思います。

したがって、各地域が行う維持管理と、熊野町が行う維持管理に分かれております。屯所の維持管理にばらつきが発生し、不公平感が発生しているのではないかと思います。

本来、消防屯所など、消防に関する業務は熊野町が主管であるべきと考えます。今後の維持管理をどのようにしていくのか、次により質問をいたします。

1点目、「10分団屯所設立の経緯と経過年数」をお尋ねいたします。

2点目、「各屯所の土地を含めた維持管理の現状について」お尋ねいたします。

3点目、「土地・建物を含め、各屯所の維持管理を町に集約する考えがあるのかどうか」お尋ねいたします。

最後の4点目、「10分団の消防屯所を集約する考えはどうか」、お尋ねいたします。

以上、明快な答弁のほど、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 中島議員の二つの御質問、「家庭用防犯カメラの設置に伴う補助金は」と、「消防屯所の維持管理について」お答えします。

まず、1番目の御質問、「家庭用防犯カメラの設置に伴う補助金は」についてですが、本町では、安心・安全で快適に暮らせるまちを基本目標として、第6次熊野町総合計画で防犯対策の推進に取り組んでおります。

住民の皆様が犯罪に遭いにくい、安心・安全度の高い環境づくりに努めており、防犯カメラなどの設置による犯罪抑止の効果に鑑み、令和7年度一般会計当初予算案において関連予算を計上したところでございます。

次に、2番目の御質問、「消防屯所の維持管理について」ですが、熊野町消防団の各分団の屯所または車庫は、ほとんどが老人集会所やコミュニティーセンターに置かれており、これを使用させていただいております。

それぞれの建物の維持管理については、老人集会所等に置かれているものについては自治会が、本町管理の施設の使用を認めているものについては本町が担っております。

詳細は、住民生活部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 中島議員の御質問に詳細にお答えします。

まず、1番目の、「家庭用防犯カメラの設置に伴う補助金は」の1点目、「最近、様々な犯罪が増加している。町内における犯罪の現状は」については、令和6年12月末に、広島県警察からの本町の犯罪等発生状況の統計資料では、刑法犯の認知件数として、令和6年が62件、対前年比3件の増となっています。

2点目の、「安心・安全に生活するために、防犯カメラの設置は犯行抑止抑止に有効だと思うが、町の考えは」については、町内に犯罪抑止のための防犯カメラを複数設置しています。防犯カメラを設置することで、自転車等へのいたずらや盗難の抑止に効果的であると考えています。また、近年では、防犯カメラのリレーによる追跡によって事件が解決する事例もあるように、防犯カメラの設置による効果は無視できないものと考えています。

続いて、3目の、「防犯カメラの設置に係る補助金を支給する市町が増加している、その考えは」についてですが、カメラを設置することで犯罪の抑止につながり、事件の早期解決へとつながる傾向があることから、その必要性を強く感じ、令和7年度一般会計当初予算案において補助金を計上させていただいています。

4点目の、「防犯カメラの設置を推進し、防犯安心安全度No.1を目指す考えはないか」については、先ほどの町長の答弁にもありましたように、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりに努めています。

警察や自治会などと連携しながら防犯対策を強化し、犯罪が発生しにくい環境づくりを進め、住民の皆さんの本町に対する防犯環境の満足度が上がるような、防犯安心安全度の高いまちづくりを目指してまいります。

次に、2番目の、「消防屯所の維持管理について」の1点目、「10分団屯所設立の経緯と経過年数は」ですが、消防団は地域の消火活動などの担い手として組織されたもので、本町では、中溝、呉地といった、地域ごとに全部で10分団を配置しています。

これらの分団の活動拠点となる屯所は、消防積載車を格納している車庫は、自治会等地域の方々の利用施設である老人集会所や、コミュニティーセンターの建設時に併せて

建築されているものがほとんどで、築40年以上経過しているものもございます。

また、東防災交流センターのように、町の施策として施設整備を行ったところについては、消防車庫としての使用を認めています。

2点目の、「各屯所の維持管理の現状」ですが、老人集会所やコミュニティーセンターなど、地域で利用される施設と同様、維持管理は自治会、または各分団が行っており、町管理施設の使用を認めている東防災交流センター及び西防災交流センター別館については、町で維持管理を行っています。

3点目の、「土地・建物を含め、維持管理を町に集約する考えは」については、ほとんどの車庫または屯所として使用している建物は自治会で建設され、所有も自治会であると捉えており、また、多くの自治会もその意識を持たれ、管理されていることから、これまでの歴史的経緯も踏まえ、自治会で管理されることが適当であると考えています。

4点目の、「消防屯所を集約する考えは」については、消防屯所を集約は、自治会や各分団の意見、集約する単位、集約場所の確保や、屯所整備費用の確保等、課題も多いことから、当面は現在の体制を維持したいと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。

もう少し詳細な質問をさせていただきます。

まず、家庭用の防犯カメラについてお尋ねいたします。

最近、犯罪意識がさらに高まりまして、家庭用の防犯カメラを設置される家庭が増えてきております。先日も、家庭用防犯カメラに不審者が映っている事案がありました。

町は、町民が安心・安全に生活できるよう、どれくらいの意識と取組をされておられますか、お尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） 本町は、第6次熊野町総合計画におきまして、防犯対策の推進

を具体的な施策として掲げております。

その中では、防犯意識の高揚のほか、防犯カメラの設置などによる防犯環境の整備や、地域、行政、警察との連携の強化のほか、学校下校時におけるボランティア活動による見守り活動など、地域防犯活動も支援しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 先ほど、熊野町の犯罪認知件数が62件あったと答弁いただきました。

犯罪はいろいろな区分に分けられると思いますけれども、主な犯罪の内容、これを教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） 広島県警察から発表されています、令和6年12月末の犯罪等発生状況の認知件数によりますと、主なもので、侵入窃盗が2件、住居侵入が2件、このほか、自転車の盗難に関するものが15件、車上狙いが1件、器物破損等が4件となっており、本町はこれらの区分の犯罪が全体の40%を占める状況となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 次に、犯罪はいつ、どこで起こるか、発生するか分かりません。子供から高齢者、誰もが犯罪に遭う危険性があります。

その対策として、現在、町が実施している防犯対策助成制度はどのようなものでしょうか、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） 現在、本町が実施しております、助成を伴います防犯対策としては、特殊詐欺の被害から自分を守る対策として、65歳以上の住民を対象に迷惑電話対策補助金がございます。

この制度では、防犯機能付電話の購入を推奨し、新規購入や、買換えの費用の一部を補助金として支援しております。このほか、個人向けではありませんが、自治会への防犯灯の設置等の補助金交付も実施しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 次に、空き巣による犯罪は、防犯カメラを設置していれば未然に防げる可能性が高くなる犯罪の一つであると思います。

防犯カメラの有効性をどのように考えておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） 防犯カメラの存在が、住居の侵入など、予防効果、抑制になると思いますが、完全に防げるものではないと考えております。

防犯カメラは犯罪抑止につながるとともに、万が一、犯罪が発生したときの事件の早期解決につながる貴重な証拠になるものと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 先ほど、町長の答弁で、防犯関連の費用を新年度の一般会計予算案において計上しておられると答弁がありました。早速の御対応をいただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。

その内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 新年度の事業としまして、住民が設置する防犯カメラや、録画機能付インターホンに対しまして補助事業を実施したいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（中島） ほかの市町では、防犯カメラの設置に対して、1万円から2万円程度の補助金を出しているようです。

熊野町の補助金の内容を教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） まだ、補助要綱を調整中ですので、確定したものはございませんが、予算要求上は、補助率が2分の1、補助金の上限額を3万円としております。

この補助制度は、現在のところ、住宅に設置する防犯カメラ、または録画機能付インターホンのどちらかを選択いただきまして、一世帯につき一回のみ申請していただくことを想定しております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（中島） よろしく願いいたします。

ちなみに、この補助事業は新年度のいつ頃から始められる予定とされておりますか、お聞きします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 始める予定ですが、7月頃には受付を開始したいと考えており



ます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

防犯の観点から見て、令和8年度以降もこの制度を継続すべきではないかと考えますが、町としてのお考えをお尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） この事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に実施する事業です。

継続のためには、この事業の特定財源が次年度以降なくなることから、単独事業としてその費用の確保を考える必要が出てまいります。

この事業が、今後、本町にとりまして必要なのかをしっかりと判断していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） この補助事業は、町民の安心・安全を守る観点からも大変有意義な補助制度だと思います。ぜひ、来年度、令和8年度以降も継続していただきたいと思います。

先ほどから何度も出ておりますが、犯罪抑止、事件の早期解決におきまして、県内の他の市町で既に実施されてもおかしくない事業と考えます。

この補助制度は、他の市町に先駆けて熊野町が実施されているのでしょうか、近隣の状況についてお尋ねをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） この事業は財源の問題や設置方法の課題もありまして、なかなか単独事業としては取り組みにくい事業と考えております。

近隣の状況ですが、この事業検討時の他市町の聞き取りをした内容でのお答えにはなりますが、近隣の市町、近隣町で、安芸郡ですが、同種の事業はまだ行われていないという状況ですので、令和7年度は、他町に先駆けて、町民自身の自己防衛による防犯対策を推進しまして、町全体の防犯環境の整備につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。

町民の安心・安全を守るということもありますので、ぜひとも、この事業をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、消防屯所の維持管理について質問いたします。

1点目ですが、消防屯所の維持管理は、全ての地区において自治会が管理をしているとは思っておりません。10分団屯所の管理の現状を認識されておりますか、お尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 消防屯所の維持管理でございますが、町が所有する施設を消防車庫として使用を認めているものにつきましては町で、それ以外のものにつきましては、自治会もしくは各分団が建物等の維持管理を行っておるものと認識しております。

なお、屯所、または車庫の消防団以外の方の利用、管理につきましては、各自治会もしくは分団のほうに一任している現状でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 老人集会所、コミュニティセンターは維持管理のため、各自治会に補助

金が支給をされております。屯所についても、維持管理の補助金を出すべきではないでしょうか。

ちなみに、防災センターに移転された自治会では、管理に係る費用は発生しなくなっております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 老人集会所やコミュニティセンターの維持管理に関しましては、老人集会所等補助金交付要綱に基づきまして、管理や修繕に関する費用の一部を自治会に対して補助いたしておるところです。

この要綱では、老人集会所等自治会活動に使用する施設を、1つの地区に対して1つの施設を規定しており、補助することといたしております。

消防の屯所、もしくは車庫は、自治会の所有している建物を使用させていただいておりますので、これらに限りましては、老人集会所等の附属施設とみなして、この老人集会所等補助金交付要綱に基づき、自治会に交付される補助金の対象と考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございました。

1地区に1施設というのは、萩原で言うならば、萩原自治会と土岐城ですかね。こういったのがこのものに該当するかなというふうには思います。それは理解をしております。

次に、先ほど自治会の所有している建物を使用はさせていただいておると、使用させていただいておると、答弁をいただきました。そうであるならば、使用料を出すべきではないでしょうか。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 自治会所有の施設を消防団で使用させていただいておると、先

ほど御説明させていただきましたが、消防団とそれぞれの自治会との関係性、歴史的な背景を踏まえますと、従来どおりの形で使用させていただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 使用料が出せないで現状でやっていただきたいというふうなお話でしたが、この要綱では、対象となる施設の一覧表があります、この要綱にですね。老人集会所と、それからコミュニティセンターが補助の対象ということで明記をされております。

これら自治会で管理しているものでありますが、ここで明記されている施設以外で自治会が所有して維持管理をしている施設は対象にはなりませんか、お尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 各自治会におかれましては、老人集会所やコミュニティセンター以外の施設も維持管理をしておられることと思いますが、こちらの要綱のほうでは、各自治会で1か所ずつを対象の施設とさせていただいておるところでございます。

消防団で使用させていただいております屯所、車庫につきましては、町といたしましても重要なものと考えておりますので、この要綱の対象に含めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 消防の屯所とか車庫ですね、この要綱の対象になるという町の考えのようですけれど、最近自治会も会員数も減ったというようなこともありまして、会計上、近年非常に厳しくなっております。

この要綱について、自治会への補助を充実するような内容に見直しはできないでしょうか。よろしく願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 御意見ありがとうございます。

現在の要綱の内容を確認しまして、現状に合っていない項目や分かりにくい表現など  
につきましては、今後研究をし、必要に応じて見直しをしていきたいと考えております。  
以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（中島） ありがとうございました。

その検討時期が分かりましたら教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 検討時期なのですが、完了時期まで明確にちょっとお答えする  
ことはできませんが、令和7年度に入りましたら早々に着手したいと考えております。  
以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（中島） 分かりました。できるだけ早く見直していただきたいというふうにお願  
いいたします。

本日は、「家庭用防犯カメラの設置に伴う補助金」と「消防屯所の維持管理について」  
質問をさせていただきました。

家庭用防犯カメラの設置に伴う補助金は、来年度早急に予算案に折り込んでいただい  
たということで感謝申し上げます。ありがとうございます。

家庭用防犯カメラの設置に当たっては、町民の皆様が安心、安全に生活できるような  
事業になることを期待をしております。実施成果などを検証していただいて、令和8年  
度以降も継続できるような事業であればいいかなというふうに思っております。

また、消防屯所の維持管理におきましては、一部の屯所が防災センターに移転されたことから、管理の在り方、補助金の考え方を中心に質問させていただきました。

老人集会所等補助金交付要綱は、基本的には老人集会所とコミュニティセンターに対する補助金であるというふうに明記をされております。この要綱に、消防屯所を含めることは、私は少し理解ができなと感じました。来年度、考え方を整理していただき、誰が見ても分かるような要綱にしていただきたいと思いますということを要望いたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で中島議員の質問を終わります。

続いて、2番、世良議員の発言を許します。

世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） 2番、世良将生です。よろしくお願いいたします。

我が町熊野町は、大手住宅メーカー街の住みこちランキング特別集計、街の幸福度&住み続けたい街ランキング、2024年広島県版の街の幸福度(自治体のランキング部門)で1位という大変喜ばしい賞をいただきました。ここ数年、ショッピングモール、ハンバーガー店の進出もあり、人口も微増もしくは横ばいと活気に満ちたまちとなっております。

しかし、広島県全体で見ると、若者や女性に選ばれない広島県、そんな汚名を去年の2024年も返上できませんでした。総務省の発表した2024年の人口移動報告で、広島県は転出超過が4年連続で全国最多となっております。47都道府県で、唯一県外に出て行った人が入ってきたより1万人以上多かったと不本意な現状となっております。

そこで、通告書に基づき、「熊野町の人口推移について」①各自治区の人口分布について、②定住対策についての質問と、「自治会に対する補助金について」①補助金の現状について、②自治会の加入率についての質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 世良議員の2つの御質問「熊野町の人口推移について」と「自治会に対する補助金について」にお答えします。

1番目の「熊野町の人口推移について」でございますが、第6次熊野町総合計画の熊野町の人口ビジョンでお示ししているとおり、本町の人口は平成12年を境に減少に転じており、計画策定時に用いた2019年の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年に2万人を割り込むものとされていることから、人口の維持に計画的に取り組んでいるところでございます。

そのような中で、第6次熊野町総合計画に基づいて、移住・定住施策や子ども子育て施策等を総合的に実施していること、また、広島熊野トンネルの無料化に伴う本町へのアクセスの飛躍的な向上や、熊野ショッピングモール開業などにより、近年、本町では転入超過、人口微増となっております。しかしながら、少子化の傾向は全国的に変わっていないことから、人口は減少傾向で推移するものと考えておきまして、令和12年の目標人口である2万1,000人を維持することを目指し、引き続き総合計画で策定した施策に計画的に取り組んでまいります。

詳細は、住民生活部長及び企画課担当部長から答弁をいたします。

次に、2番目の御質問「自治会に対する補助金について」ですが、本町では、14地域から構成される自治会を基本単位とし、地域協働を推進しております。

引き続き、第6次熊野町総合計画に基づき、補助金の活用を含め自治会と連携して、各種事業などの円滑な推進を図ってまいります。

詳細は、住民生活部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 世良議員の1番目の御質問「熊野町の人口推移について」の1点目、各自治区の人口分布についてと、2番目の御質問「自治会に対する補助金について」詳細にお答えします。

まず、1番目の各自治区の人口分布についてですが、各自治区の本年1月末現在の人口は3,000人以上の地区が萩原、城之堀、川角の3地区、2,000人以上の地区が呉地、出来庭の2地区、1,000人以上の地区が中溝、新宮、平谷の3地区、1,000人未満の地区が初神、貴船、石神、神田、柿迫、東山の6地区となっております。最

も人口の多い地区は萩原地区で3,539人、最も少ない地区は神田地区で451人です。

次に、2番目の御質問「自治会に対する補助金について」の1点目、補助金の現状についてですが、主な補助金としましては、各地域へ老人集会所やコミュニティセンターの管理を各地域へ依頼していることから、管理費や修繕費に対する老人集会所等補助金がございます。

次に、防犯の観点から、防犯灯設置等補助金や防犯灯電気料補助金があり、地域とともに、防犯対策に取り組んでいます。

このほか、各自治会が自主的に実施する生活の安全・安心の確保を目的とした事業に対して補助を行う安全・安心まちづくり事業補助金などもございます。この補助金の最近の傾向としましては、特に防災関連での活用が多くあります。

次に、2点目の自治会の加入率についてですが、10月末時点の本町の自治会加入率は74.5%でございます。全国的に自治会への加入が低迷していると言われており、本町においても同様の傾向があるように感じています。自治会への加入は任意ではありますが、地域コミュニティがより醸成されるよう、転入時の手続等において周知をさせていただいているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並企画担当部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（榎並） 世良議員の1番目の御質問「熊野町の人口推移について」の2点目、定住対策について詳細にお答えいたします。

本町で実施している直接的な移住・定住対策といたしましては、子育て世代が町内で住居を購入した場合に購入費の一部を助成する住むならくまの定住応援助成金や、首都圏から本町に一定の要件を満たして移住された方に対して支給する熊野町移住支援金制度がございます。また、広島県交流定住促進協議会が首都圏で実施する移住セミナーへ参加し、自然豊かな住みよい町熊野町をPRするなど、持続的に取り組んでおります。

これらに加え、移住・定住を促進するためには、日頃から町内にある様々な本町の魅力を町内外に広く発信し、住みよいまちであることを知ってもらうことが重要であると考えております。そのためにも、熊野筆をはじめ、筆の里工房などの魅力的な地域資源



をホームページやSNS、観光パンフレットなどを通じて積極的に発信していきたいと考えており、これらの取組を通じて、移住・定住の地として本町を選んでもらえるよう努めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） 詳細な答弁ありがとうございました。

それでは、もう少し詳しく質問させていただきます。

令和3年3月に策定した第6次熊野町総合計画では、国の推計にて5年後の令和12年に人口2万人を割り込んで、さらに20年後の2045年には3割減の人口1万5,500人と推測されていますが、熊野町ではどう予測されていますか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（榎並） 先ほど、町長が答弁ありましたように、第6次熊野町総合計画では、令和12年の目標人口を2万1,000人と定め、人口の維持に計画的に取り組んでおります。この取組により、人口は20年後の令和27年度に約1万7,700人、令和42年には1万5,000人を上回るビジョンとしているところです。

なお、令和7年度には、第6次熊野町総合計画の後期基本計画の策定の取組に併せて、人口ビジョンについても見直しを行うこととしております。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） ありがとうございました。

それでは、今後も広島県からの人口流出が続くと思われませんが、熊野町にその影響は出るかと考えていらっしゃいますか。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○企画担当部長（榎並） 今後も、全国的な少子化の傾向が続くことが見込まれることから、広島県からの人口流出が続くと仮定すると、本町の人口動態の影響は避けられないと考えております。

このような中でも、繰り返しになりますが、第6次熊野町総合計画に基づき、移住定住施策や子ども子育て支援など人口流出対策及び人口流入に資する取組を一層推進していくことにより、影響を最小限にとどめることが重要になると考えております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 世良議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○2番（世良） ありがとうございました。

それでは、現在、熊野町では、あちらこちらで新築の家が建ち、ミニ団地も増えてきていますが、熊野町14自治区で人口が増加している地区、減少している地区は具体的にわかりますか。よろしく願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○住民生活部次長（福嶋） 令和6年と令和7年の1月末現在で見ますと、14自治区のうち増加している地区が呉地、中溝、石神、神田、柿迫の5地区で、減少している地区ですが出来庭、萩原、城之堀、初神、新宮、平谷、貴船、東山の8地区で、全く増減のなかった地区が川角の1地区でございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 世良議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○2番（世良） ありがとうございました。

それでは、私がいつも疑問に思う点なんですけども、自治会の管理は14自治区なのに、消防団は10分団となっていますね。そうなった経緯が分かれば教えていただけますか。よろしく願いいたします。

〇議長（時光） 北川防災安全課長。

〇防災安全課長（北川） 熊野町の消防団の分団でございますが、もともと呉地、中溝といった昔ながらの地域の単位で組織されたものと認識しております。

昭和44年に、今の熊野団地のほうが造成された際に、こちらの地域につきましても消防分団の必要性が生じたことから、熊野団地全体を1つの地域とみなして1分団追加する規則改正を昭和52年に行い、10分団となり、現在に至っておるという次第でございます。

以上です。

〇議長（時光） 世良議員。

〇2番（世良） ありがとうございました。

それでは、熊野町立地適正化計画では、コンパクトなまちづくりを目指していますが、将来、各自治会の人口に大きな変化があり、人口分布に大きく偏りが出た場合、自治会の再編成をすることは考えていらっしゃいますか。よろしく願いいたします。

〇議長（時光） 花岡生活環境課長。

〇生活環境課長（花岡） 自治会の再編ですが、現在のところ自治会の再編までは考えておりません。何度か出てきておりますが、第6次熊野町総合計画におきまして、令和12年の目標人口を2万1,000人と設定し、人口の減少対策に取り組んでいます。

引き続き、本町の魅力を発信し、将来像である「ひと まち 育む 筆の都 熊野」の実現に努め、人口動向を踏まえながら、14自治会と連携する体制を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長（時光） 世良議員。

○2番（世良） ありがとうございます。

続いて、定住対策についてお伺いいたします。

現在、熊野町は子育て世代住むならくまの定住応援成金制度を行っていますが、この制度はいつから行っていますか。また、現在の利用状況はどうなっていますか。よろしくお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 名称は変わっておりますが、平成25年から同様の助成を行っており、今年度で12年目となっております。

令和7年2月末現在で、合計で947世帯に交付しており、利用人数は3,254人、交付金合計は1億8,554万1,000円となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） ありがとうございます。大変多くの方に利用されて好評ですね。

間もなく1,000世帯が御利用されてということですが、交付された方々にアンケートを取っているとお聞きしておりますが、どのような御意見が上がっていますでしょうか。よろしくお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 一例を御紹介しますと、暮らしに助かるすてきな制度で熊野に来てよかったですよ、子育て世代には助かります、また、もう少し上げてもらえるともっと助かると思いましたが、多くは新居への資金の足しになりますなどの感謝の言葉をいただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（世良） ありがとうございます。

近年建築資材も高騰しており、利用された方はかなり助かっていると思われま。今後も熊野町に転入され、住み続けたいと思っていただけるよい制度であり、国からの補助、予算が許す限りは続けられたいと思いま。

次の質問に移りま。

周辺の安芸郡3町、坂、海田、府中と隣の矢野町との大きな違いとして、熊野町は、新築を建てることのできる措置が十分にあると思いま。また、その価格もリーズナブルに抑えることのできるという最大なメリットもありま。

すなわち、現在の熊野町は新築ラッシュ、新築バブルの状態だと思いま。今は、熊野町の人口を増やす最大のチャンスの時期だと思いますが、定住対策の拡大、拡充を図ってはどうかと思いますがいかがでしょうか。よろしくお願いま。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 現在、「都会じゃないけど田舎じゃない」をキャッチフレーズに、何かいい、ちょうどいい、そう思えるまちを目指して、定住施策を推進していますが、近隣市町と比べて、有利な住宅環境であることも本町にとってアピールポイントになりますので、首都圏で開催される定住フェアなど移住を希望される方に対して周知を図っていきたくて思いま。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 世良議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（世良） ありがとうございます。予算があまりかからない方法での定住サウを考えてはどうでしょうか。

例えば、「住むならくまの」、「建てるならくまの」ガイドブックとして熊野町の魅力、熊野町に新築するメリットをふんだんに掲載して配布するというのはいかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~  
○産業観光課長（近藤） 定住に関するガイドブックといたしましては、平成29年定住・移住パンフレットを作成しております。

定住を希望される方に対して本町を知ってもらうために使用していますが、内容の見直し等も必要となっておりますので、今後、作成する際には、熊野町でも新築のメリット等も整理し、掲載を検討したいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~  
○2番（世良） ありがとうございます。

平成29年は7年前ですね。町内の新築事情も価格の高騰など、少しずつ変化をきています。

それでも近隣の町からすると、熊野に住む、熊野に新築を建てる。

その魅力とメリットは多いと思います。

ぜひ、最新版のガイドブックの検討をよろしくお願いします。

続いて、自治会に対する補助金についてお伺いいたします。

先ほど部長答弁でありましたが、コミュニティセンター等への補助や防犯灯への補助、安全・安心まちづくり事業補助金など、幾つかの補助金制度の御説明をいただきました。

このうち、安全・安心まちづくり事業補助金について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

補助金の中には、人口に比例して交付されるものと、そうでないものがあると思います。

人口に比例されていない交付金の中で最も金額が多いのが、安全・安心まちづくり事業補助金です。

この補助金の上限額は、各自治会が一律20万円となっています。

私の手持ちの資料では、人口の一番多い萩原で3,583人と、一番少ない神田の445人では、人口比率で7.8対1、世帯数では、萩原は1,630世帯、神田の216世帯、世帯比率でも7.5対1と、約7倍もの差があります。

不公平さを感じますが、その辺についてはどう思われますか。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） この安心・安全まちづくり事業補助金でございますが、地域住民が組織する団体が自主的に実施をする生活の安全・安心の確保を目的としたもので、自治会等で実施いたします、防災・減災に関する事業、防犯に関する事業、救命率向上に関する事業に対し、町が補助を行っているものでございます。

主に災害発生時に必要となる資機材等を備えるための費用に充てていただいているのが現状でございます。

実施いたします事業につきましては、自治会ごとで違うことや、必要な資機材の調達には一定の費用がかかることもありまして、自治会単位で一律に上限を設けさせていただいておるものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） ありがとうございます。

それでは、この差を補うための良作はないのでしょうか。

例えば1, 000人未満までの人口で20万円、2, 000人未満までで20万円プラスアルファ、3, 000人超過で30万円とか、段階的に設定とかはできないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 貴重な御意見ありがとうございます。

人口規模に比例した補助基準額という御提案かと思いますが、その内容となりますと予算の総額で増額を伴うこととなってしまいます。

本補助事業におきましては、1事業当たりの上限金額を定め、その範囲内での事業と

した制度設計とさせておりますので、予算にも限りがあることから、御理解をいただきたく思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） ありがとうございました。

それでは、ちょっと変えます。

先ほどの部長答弁で自治会加入率が74.5%とありました。

現在の熊野町は世帯数が約1万800世帯ですので、8,000世帯より少し多いぐらいが自治会に加入しているということだと思います。

もっと加入率を上げる工夫をしないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） 御指摘のとおり、加入率を上げる取組は必要と考えております。

まずは、転入時などにお配りする自治会勧誘のチラシのリニューアルを進める予定です。

他市町の情報を参考としまして、より分かりやすい内容となるように取り組んでまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） ありがとうございます。

今年の2月に、私、総務建設委員の視察研修先である高知の四万十町では、移住・定住に対する補助金を受ける条件として、自治会に加入することを挙げていました。

私自身も思い切ったことをするなと感心しましたが、熊野町での導入は難しいのでしょうか。

よろしく願いいたします。



~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 加入が任意である自治会への加入を条件に補助金の制限をする  
ということはですね、四万十町では実績あるということですが、補助金の趣旨などを鑑  
みますと、本町での導入は難しいかと考えております。

自治体加入促進につながる手法等については引き続き研究をしてまいりたいと考  
えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） よろしくお願ひいたします。

自治会は住民と行政との間に位置し、行政の役割を補完する働きがあり、行政よりも  
コンパクトに動けるといふことも長所の一つだと思います。

また、防災の基本は自助、共助、公助のバランスから成り立っているとよく言われま  
すが、その共助の部分に当たるのが、まさに自治会であり、重要な位置に当たると思  
います。

当然ですが、自治会加入は自治体からも強制はできませんし、新たに転入してこられ  
る方に、役場にて強く勧めることもできませんが、上手に勧誘をしていただく必要があ  
ると感じています。

現在、役場のほうで、自治会の勧誘チラシを新しく作成中だということですが、いつ  
頃完成の予定ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） チラシの完成時期でございますが、これから転入が増え、住民  
の移動が始まる季節となります。

今年度中に自治会加入依頼の新しいチラシ(案)を作成し、新年度に開催されます自治  
会連合会で御承認をいただき、新しいチラシに切り替えていきたいと考えております。

引き続き自治会と連携し、町民と行政の協働のまちづくりを進めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 世良議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（世良） ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

熊野町の各地域で住みやすい地域、少し不便な地域はあっても、行政のサービスは公平であるべきだと思います。

まちの幸福度ランキング部門で1位という名誉な賞を頂きましたので、このランキングを落とすことがないように熊野町町民が心底から熊野に住んでよかったと思われるようなまちになり、中国地方でも1位、日本でも上位に入るような熊野町になることをお願いして、私からの質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で世良議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分です。

（休憩 11時57分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、13番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） 13番、大瀬戸でございます。

私は保育に関しまして、質問をさせていただきます。

ここ数年、熊野町の人口が微増という状況に変わりまして、ちょっとそれまでの計画なり、予測なりが随分と変更をしなければならないような状況に来ております。

もちろん一過性なのかもしれませんが、ここ2年、今年度、来年度、人口は微増する

のではないかと、少なくとも減少には歯止めがかかっているのではないかとこのように感じるところでございます。

要するに休耕田などが開発されて、多くの住宅が建設されつつあります。

また、その多くが、若い子育て世代であるとも見聞きをいたします。

数年前までは、安芸郡4町の中でも人口減少は顕著なまちであった状態からの大きな変化であります。

理由はともかくとしまして、現在では人口減少、先ほど申しましたように歯止めがかかっていると言ってもいいのかもしれませんが。

ただ、ある意味、急激な人口の変化による問題点が浮き彫りになってきました。

その一つが、待機児童の問題であります。

恐らく、まさか子供が増えるとは思ってもいなかったというのが、これまでの保育行政ではなかったかと思えます。

むしろ、これから減り続けるだからと年間の増減にも何とか現場にやりくりしてもらってクリアしてきたというのが現状かもしれません。

ところが、このところの人口増のひずみが現れてき始めて、待機児童が出るようになって、私のところにも相談があったので、後ればせながら知ったところであります。

今、熊野町では保育の定員がいっぱいいっぱい、全く受け入れてもらえない。

せっかく熊野に家を建てて、住み続けようと思ったのに、これでは難しいとのことでした。

保育現場のほうでもしっかり対応したくても、あらゆる法律や制限などに縛られ、さらに、相変わらずの人手不足で動けない状況が続いているようです。

まちにとって、子供たちが増えることは望ましいことで、これは誰しも思うことです。

一過性のものかどうかは関係なく、このまちを選んでくれた子供たちを救い切れない現状は大きな損失であります。

町として、これらの問題をどう捉えているのか、どのような動きをしているのか。

また、これからの施策を具体的にお答えください。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員の御質問「待機児童と保育現場の現状と課題、その施策は」についてお答えします。

各保育施設現場では、子供たちの安全を第一に日々、保育活動をしていただいております。

本町の保育所の待機児童及び保育現場の現状ですが、ここ数年の宅地開発や転入者の増加などに伴って急激に保育ニーズが高まっており、町内の保育所等におきましては、柔軟な受入れをしていただいております。

また、全国的な保育士不足については、本町も同様で、各施設とも保育士の確保に苦慮しておられる状況です。

誰もが安心して子供を預けられるよう、引き続き保育施設を運営する法人と連携をし、受入れ体制の確保に努め、施設整備への支援、保育士確保に関する補助金制度を設けるなど、まちの宝である子供たちを健全に育ていくため支援してまいります。

詳細は、健康福祉部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（西村） 大瀬戸議員の御質問「待機児童と保育現場の現状と課題、その施策は」について詳細にお答えします。

現在策定中の「熊野町こども計画」では、子供、若者、子育て家庭を地域、社会全体で支えていくという考えの下、「安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子供を育む熊野町」を理念とし、本町の子育て支援施策をさらに充実、推進していくこととしています。

本町における待機児童の状況につきましては、町内の各保育施設の御協力により、4月1日時点の待機児童は毎年ゼロとなっておりますが、例年、年度途中には、待機児童が発生しているところです。

この要因といたしましては、近年の人口増加により児童人口も増加傾向にあること、核家族化、共働き世帯の増加など、保護者の保育施設の利用ニーズが高くなっていることが挙げられます。

各保育施設では、保育室を有効に活用して、子供たちの生活の場を提供していただい

ていますが、今後の入所希望者の増加に対応することが困難な施設もございます。

また、各施設とも保育士確保に苦慮されている状況ですが、特別な配慮を要する子供の保育環境を整えるため、基準を超えての保育士を配置していただいている状況もあり、保育士不足への対応は喫緊の課題と認識しています。

その対応策として、施設面では、保育施設の増築などへ、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用して支援を行い、保育士確保については、県の「1・2歳児受入れ促進事業費補助金」を活用して支援してまいりたいと考えています。

安心して誰もが子供を預けることができるよう、各施設の御意見を伺いながら支援を行ってまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） ありがとうございます。

あらまし、どういう動きかというのは分かりました。まず、ちょっと詳しくお聞きしたいと思っておりますが、人口微増度ということで、何が原因なのか私には分かりませんが、例えば、前出をするなら熊野効果であるとか、トンネルの効果であるとか、いろいろ言われておりますが、具体的に打った手としては、住むならくまの定住応援助成金のことですが、これの直近の動向というか、効果が数字的に現れているのかどうなのか、増えているのかどうなのか。

先ほども少し世良議員でしたかな、ありましたが、その辺りもう一度お願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 「住むならくまの」の利用状況でございますが、令和2年では65世帯で、そのうち町外からの転入が36人ということになっております。

この60世帯が、令和3年度も68世帯、令和4年度から106世帯、令和5年度で101世帯で、今年度につきましても100を超えそうな勢いということで、令和4年度辺りから人口の増加につながっているというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） ここやっぱり令和4年度から少しガクンと増えているというようなことだと思いますね。

ちょうどその頃から新築のミニ開発が増えたような気がします。

実際そういったことで、いずれは、これは、まだ2、3年か、そこらなので、あれなんですけど、小学校の子供たち、これが小学校に上がっていけば、小学校は当然これ、このままドーンと増えるわけではありませんけれども、今までの減少傾向から微増傾向になるのではないかなと思いますけど、学校の場合は保育園と違って待機児童なんてことはありませんけれども、これについての状況と、どういう待ち方といいましようかね、しっかり受入れ対策といいましようか、そういったことはできているのかどうかというところを聞きたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 小学校の入学というか、小学生の人数ですけど、5月1日現在で、毎年の数字でいきますと、大体1,200人前後で、令和2年度から令和6年度にかけては、ほんの少し減少にはなっております。

ただ、第三小学校につきましては、令和5年度、令和6年度と少し上がっている状況です。

保育所の受入れ体制といたしましては、保育士確保を頑張らせていただいていること、それから足らずの部屋の分に関しては、施設整備等で受入れを拡大していこうというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） 私が待機、要するに保育園に入れてもらえなかったという相談を受

けたのは、去年の秋頃でありまして、待機児童というのは、それまでゼロだというふうな聞き方をしておりました。

待機児童の定義が、また、いろいろあるようなんですけれども、この待機児童がゼロであるのに入れないとか、希望云々というのものもあるかもしれませんが、この待機児童のゼロの、今も待機児童がゼロという状況なのか、それとも何人おるといふことになっているのか。

現時点、あるいは直近では、どういう捉え方をされておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 待機児童の情報といいますか、世間に出るものにつきましては、4月1日の状況というのがとても大切になっております。

広島県で言いますと令和6年4月、この4月につきましては全市町ゼロとなっております。

1年前の令和5年度は3人ということがあったんですけど、本町はずっとゼロで続けております。

待機児童の定義につきましては、どういうんですかね、空いているところがあるのに、特定の保育所を希望されると、そういった方については、ちょっと待機児童という定義にははまらないというふうになっておりますので、ゼロとなっております。

喫緊の待機児童の、4月1日には出ないんですけど、その後に関しましては、9月頃、先ほど秋頃に聞かれたとおっしゃってましたけど、9月頃からやはり、その国の定義にもはまる待機児童というのが3人ほど、令和6年度で言いますと出ております。

それ以外の方々というのは特定の施設を希望されているという状況での、国の言う定義では、待機児童と数えない人、これは58人ぐらいというふうに出ております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） 国の定義にはならないけれども、現実には、希望はかなえられていないという保護者、子供が多数いるというふうな捉えてもいいということでしょうか。

〇議長（時光） 熊野課長。

〇子育て支援課長（熊野） おっしゃるとおりだと思います。

国も去年までは待機児童を第一に、今からも待機児童対策を一に考えて施設整備等への支援を行ってくれるようにはなっております。

ただ、全国広いので、いろんなところがございしますが、待機児童対策が終わっているところとかに関しましては、今度は、こういった途中で出てくる転入とか、年齢が上がってから入ろうとする人とか、そういった人たちも入れるような状況をつくるような状況にはなっていますが、本町においては、その段階にも行っていません。

ぱんぱん、満員状態、定員いっぱい状態というのが続いている状況でございます。

以上です。

〇議長（時光） 大瀬戸議員。

〇13番（大瀬戸） 現実、困るのは保護者であり、当人であります。

熊野町に、先ほども申しましたけれども、熊野町は住みやすいからということで、周辺市町から熊野を選んで来てくれた若者たちがたくさんおられて、希望を持って、こちらに、熊野を選択したにもかかわらず、実際問題は、そうでもなかったというような声がちらほら聞かれます。

実際問題、この今の状態は聞いたところによりますと、非常に無理を言って、保育園に無理を言って無理やりやってもらっていると、定数はオーバーしてるんですが、無理やりに、何とか先生をやりくりしてもらったり、場所も何とかやりくりして、何とか入れてきたんだと、今まで過去、ここ10年ぐらいでしょうかね。

そもそも、もう既にキャパオーバーした状態が、ここ10年以上続いているわけなんですけど、ただ、先ほど申しましたように、いずれ子供は減るんだから、施設を造って、もうこれ損になるだけだということで、どうせ減ると、私も減ると思ってましたから、この辺はしょうがないと思いますけど、見積りがちょっと違ったと、ここへ来て微増し始めてしまったと。

これもし1年、今年だけやと、来年からまた減るんだぞというのがはっきりしていれ



ば、また別なんです、これはまだ分からないというところがあります。

そうするとやはり当面、今年、今年度、それから来年度、適切な施策を打たないといけないと思いますが、今まで打った施策、今年度打った施策、来年度打つ施策、これを伺います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 今年度打った施策といたしましては、淳教幼稚園が認定こども園へ移行する施設整備への支援を行いました。

これによって、ゼロ歳から2歳の受入れの数が増えております。

あと、どうしても保育園に入れなくて認可外の保育所を利用された場合には保育料が高くなります。

それをふだんの保育料と同じ程度にする補助金というものを準備はしておりますが、利用の実績はございません。

来年度につきましては、くまの中央保育園にゼロ歳から2歳の子供の受入れのための増築をする予定となっております。

それから、施設を整備しても、保育士不足という問題、やっぱり場所と人というのが必要となります。そのための、保育士確保のための補助金制度というのも考えているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） 新たに淳教幼稚園が認定こども園になると、定数が何十人か増えると、それから、特にゼロ歳・1歳・2歳児のために、中央保育園を増設して、来年度の予算で増設して受入れをする予定があるという話は聞きましたけれども、淳教で定員44人ですか。

それから、中央で新規の増設部分だけで、何でしたか。すいません。そこのところ詳しく教えていただけませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

○子育て支援課長（熊野） 淳教幼稚園につきましては、令和6年度、今年度につきましては幼稚園部分だけの90人定員で運営をしております。

整備が終わりましたので、この令和7年の4月から、これにつきましては教育部門、いわゆる幼稚園的なところ、その定員が44人で、保育所部分、ゼロ歳から2歳の部分が44人ということで、合計88名というように運営をしていきます。

中央保育園につきましては、令和7年度で整備を行いますので、令和7年度は、今年度と同じ定員の90人のままで、令和8年度から20人増やすというふうな予定となっております。

以上です。

○議長（時光） 大瀬戸議員。

○13番（大瀬戸） そうすると増築する中央保育園に関しては、令和8年度からと、淳教幼稚園には今年度から40人のキャパが増えると考えていいんですか。

○議長（時光） 熊野課長。

○子育て支援課長（熊野） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（時光） 大瀬戸議員。

○13番（大瀬戸） 少なくとも40人のキャパシティが確保できたということなので、一安心ではありますが、それは現実にはですね、先ほども、ずっと出てますけれども、保育士がないという重要な課題は解決しているわけではありません。

その淳教さんの保育士確保の実態は分かりません。

分かりませんが、現実には、どこの園も一緒だと思うんですけれども、どの園も保育士確保に窮しているということで、増やしたいけれども、場所は何とか確保できても人が

確保できないと、これはずっと追っかけております。

それは今までも、町としてはお願いしますと、何とかしてくださいで、何とか頑張ってきたレベルではありますが、さすがにもう、それぞれの保育園の力だけでは、やはりこの保育士が今、増えている、熊野町の子供たちを見る人数を確保することは、非常に難しい段階に、私はなっていると思います。

何度も出ますけれども、例えば一過性で、今年だけでいいんだと、来年もいい。ただ、その次から減る予定だというのであれば、まだ、その場しのぎというやり方もないことはないと思うんですが、私は一つ思うのは、日本全部、少子化というのは、日本中の話であります。

ところが、それでも、この熊野町には、しっかりした子育て環境があるよと、しっかり保育環境も整えてますよと。どうぞ来てください。どうぞ熊野に。産んで育ててくださいというまちにならなければならないんじゃないかというふうに考えます。

今日の町長の施政方針にもたくさんうたってありました。

この今、私が言ったようなことに力を入れるというようなことです。

力を入れるというのは、もうここまで来たらお金をかけるということだと思っております。

お金をかける、お金をかけて、保育環境を整える。

相談会に来ているし、そういうまちにならないといけないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） おっしゃるとおりだと思います。

今回、こども計画をつくっておりますが、その前の計画のときには、令和5年度にゼロ歳から5歳が899人という推計になっておりました。

ただ、実際には988人で、予測よりも89人増えているという状況、これはうれしい状況でございますが、子供たちが増えていると、先ほども令和4年度ぐらいから増えてきたというのがあったんですけど、少し遅れてきてはおるんですけど、その保育環境を整えるというところに力を入れていくことを考えております。

それは大切なことだと思っております。そのためにはお金というお話もありましたが、施設整備への支援、それから保育士確保への支援、こちらのほうの制度を令和7年度考

えていきたいというふうに思っております。

それ以降についても同じです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） ぜひとも力を入れていただきたいと思います。

来年度の予算書から抜粋しておりますが、保育士に関する補助、例えば、東広島市の場合ですと、これちょっと古いんですけど、去年の8月の中国新聞に出てた記事の中には、7年で最大100万円を給付するとか、これは保育士にですね、パートの保育士のは月最大5,000円の給付をすると、新設するとか。

予算規模は違いますけれども、1億6,000万円ほどかけていると、これは東広島ですね。

実際それで増えていると、増えているんだけど、まだまだ待機児童対策には足りない、それだけお金をかけても足りないということで、周辺市町が保育士の取り合いをしてしまっても、これまた切りがないんですけども、少なくとも周辺市町並みにはですね、具体的な給付なり、どの方法がいいかは、私分かりませんが、確保するための具体的な施策を打たないと、誰も熊野に働きに来てくれないというようなことになったら、幾ら建物造りました、キャパを広げましたと言っても、実際、稼働ができないということになっていけません。

先ほども言うように現実には、ぎりぎり多いんじゃないかと、非常に多過ぎる、子供たちが多過ぎて保育所が少な過ぎるという現状が、ここずっと続いているという現状を見ていただければ、手を打たなければならない。

今もう目に見えております。そういったことで、具体的に今年の、来年度の予算の中にちょっと、どこに反映されているのか、よく分からないんですが。

具体的には予算書のどこら辺に、どういう名目で、令和7年度ですね、7年度の予算が、どのように反映されておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 予算書の中では、保育所運営事業の中ですね、これは負担金補助及び交付金、その中に待機児童支援援助事業補助金というのがございます。460万8,000円組んでおりますけど、この中には認可外を利用した方への補助金もありますし、部長が申しました県の補助金を使つての1・2歳児受入促進事業費補助金というのも考えております。

東広島などが単独で行っておりますような事業、そういったのも今、研究の途中というところですが、そのほかにも新卒の保育士等に就職の支援金を出しているとか、奨学金を肩代わりするとか、そういったところも、ほかの市町ではやっているところもございます。

本町としましては、まだ、具体的には決めてはおりませんが、そういった補助金、支援について、各法人さんとお話をして、使い勝手がよく、効果のあるもの、そういったものを研究して、もし、この数で足らなければ補正をしてでも対応したいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（大瀬戸） ぜひ、今以上に力を入れていただいて、あんまり時間が、5年先、10年先の話ではありません。もう今、手を打たないといけないものだと思います。

保育現場に、しっかり財政的な支援をするということをして改善をすれば、必ず、このコンパクトなまちですから、必ずが人気が出るし、もっと活気のあるまちになると思います。

ぜひとも、この担い手不足というのかな、そういうものの改善のために、先ほどもありました各保育所、保育施設の方々と強く連携して、要望をよく聞いて、そして、過去にないぐらいの財政的援助というものが可能な限りお願いしたいと思います。

それで、先ほどから皆さんおっしゃいますけど、幸福度ランキング1位のまちということですが、がっかりランキング1位にならないように頑張っていたきたいというふうに思います。

これで終わります。

ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

続いて、9番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 9番、沖田でございます。

私からは、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、町有地の活用についてですが、平成30年7月豪雨災害において被災され、12名の貴い命を失った団地には、当時1か所しかなかった入り口付近で火災が発生し、団地住民は体育館側の山を越えて避難をされました。

災害後、新たに避難道路が整備されましたが、隣接する町有地については、6年経過しているにもかかわらず、整備されないままの状態となっています。

大雨が降るたびに山肌から流れ落ちる大量の雨水を見て、団地住民からは避難道路を通ることに不安があるため、団地入り口の道路を使用しているとの声があります。

隣接する町有地について、早急に整備していただきたいのですが、町のお考えをお伺いいたします。

2点目に、女性の支援についてですが、女性の人権や健康、ジェンダーギャップ解消等、熊野町での女性に関わる支援についての取組をお伺いいたします。

次に、令和3年6月定例会において、小中学校の女子トイレに生理用品を設置していただくよう要望いたしましたが、その後の取組についてお伺いいたします。

次に、災害時における避難所での女性支援の取組についてお伺いいたします。

以上、2点についての詳細な答弁を求めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 沖田議員の二つの御質問「町有地の活用について」と「女性の支援について」お答えします。

1番目の御質問の「町有地の活用について」でございますが、この町有地は、平成30年度に当面、避難道路整備のため取得した土地でございます。

当初計画では社会体育施設の整備計画もあったことから、新しい計画については教育委員会が検討を進めている状況です。

詳細につきましては、教育委員会から答弁いたします。

2番目の御質問「女性の支援について」ですが、近年、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化しております。

働く女性の割合も増え、仕事でも家庭でも活躍する女性をケアする視点からの支援も重要となっております。

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、困難な問題を抱える女性の背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制整備を図ることとしております。

本町におきましても、女性が抱えるあらゆる問題に対し、適切な支援へつなげるよう取り組んでいるところでございます。

詳細は、住民生活部長及び教育委員会から答弁をいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~〇~~~~~

○住民生活部長（西川） 沖田議員の2番目の御質問「女性の支援について」詳細にお答えします。

2点目の「災害時における避難所での女性支援の取組は」でございますが、平成30年7月豪雨災害による長期避難を経験し、そのときの課題を解決するため、3か所に防災拠点となる防災交流センターを整備しました。

この避難所においては、特に障がい者世帯、乳幼児世帯など、特に配慮を必要とする避難者の方々に対する対策を盛り込んでおり、その中には、女性に対する配慮も含まれています。

一例を挙げますと、西防災交流センターにおきましては、平常時には男女それぞれのトイレとして利用いただいているものを、長期避難時には男性用トイレの表示プレートを取り替えることで、男性用トイレを女性専用のトイレとして使用することができるようにしております。

また、プライベートテントを備蓄し、女性の着替えや、授乳時などで利用できるようにし、生理用品などの消耗品を備蓄しているところです。

以上です。

〇議長（時光） 立花教育部長。

〇教育部長（立花） 沖田議員の1番目の御質問「町有地の活用について」と2番目の御質問「女性の支援について」を詳細にお答えいたします。

まず、1番目の「町有地の活用について」です。

この町有地は、グラウンドゴルフ用地として計画していたものですが、平成30年豪雨災害により同年12月、大原ハイツ緊急道路新設整備事業として当面、避難路の整備を行うことで取得したものでございます。

また、計画していた、グラウンドゴルフコースは避難路で分断することになったため計画自体の変更を余儀なくされたものでございます。

同地区も含め災害の復旧・復興事業に5年間費やすこととなり、結果として新たな計画立案が遅延することとなっています。

当該土地の活用方法については、これまでいろいろな御要望や御意見等をいただいておりますので、それも含めて新たな計画立案に向けて慎重に検討し進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の1点目「令和3年6月定例会において、小中学校の女子トイレに生理用品を設置していただくよう要望したが、その後の取組は」についてですが、令和3年当時、生理用品は保健室に設置し、養護教諭の管理の下、児童・生徒に貸し出していたという状況でございました。

現在では、必要な児童・生徒に提供する状況となっております。

御要望のあった、女子トイレに生理用品の設置に当たっては、児童・生徒に対しての配慮や女子トイレの数、管理方法など、整理する課題があることから、現在のところトイレへの配備はしていない状況でございます。

説明は以上です。

〇議長（時光） 沖田議員。

〇9番（沖田） ありがとうございました。



町有地についてなんですけれども、5年間災害復旧をしていたということで今、検討中ということだったんですけれども、空き地になっているためにですね、町外の工事の資材置場になっており、大型トラックが団地内の生活道路を通っていたため、団地住民からは、日中は高齢者が多く危険なので体育館側の道路を通ってほしいとのお声がありました。

すぐに対応していただきましたが、このような問題が起きるのも、町有地の整備が行われていないからではないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） これまで担当者レベルでは、テニスコートとか壁打ち、スケートボードができる広場、あと駐車場、ヘリポートの整備などを検討してきたところなんでございますが、具現化してないという状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ヘリポートについてなんですけれども、現在ドクターヘリが着陸するために、中学校や小学校のグラウンドを使用されておりますが、部活をしていた生徒が急に帰宅を促されており、子供たちの教育環境に負担を与えています。

また、教育委員会や学校との連絡調整も大変だと考えますが、この点についてはいかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） 学校の運動場などをドクターヘリが、そうですね、多いときには月1回あるかないかというような状況で、今、議員さんおっしゃるとおり部活の一時中止でございますとか、それとか近隣住民さんに砂ですとか、風とか、大きな御迷惑をかけたおるところではございます。

ただ、現在のところ、ヘリが降りられる場所、また、災害、もしくは緊急搬送者をへ

リで搬送するという場所が限られておりますので、学校用地、また、体育館の、町民体育館のグラウンドを使用して、やむなく搬送をしている状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 子供たちの教育環境を守り、町民の命を守るヘリポートは非常に重要な施設と考えますので、町有地に設置していただけるよう、前向きに検討していただきますよう要望いたします。

また、駐車場についてですが、町民グラウンドや体育館で、スポーツ大会やイベントなどが行われるたびに駐車場が不足していることは、10年以上の懸案事項となっておりますが、いかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） 町民体育館等、イベントあったとき、大変近隣住民様、それから交通状況に支障を来している状況でございます。

そこら辺も含めまして、今現在のグラウンドゴルフ用地なったところについて、駐車場を併設したようなスポーツ施設とか、そういうことも考慮に入れながら、検討を進めておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 駐車場については、もう長年の懸案事項となっておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきますよう要望いたします。

そこで、町長にお伺いいたします。この町有地については保留されている理由として、代替りの施設がすぐに要るとの要望がなかったことや、「筆の里工房周辺整備事業」に注力しているからとのことでしたが、様々な要望が出ているために今後は検討し、対応するとの答弁もございました。

町民の安心・安全のために、大原ハイツ避難道路の隣接町有地の整備を優先していくべきではないかと考えますが、いかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 答弁は、基本的には部長が答えたとおりになんですが、いろいろ災害復旧にお金がかかって、コロナがあつて、いろんな事業のお金がかかっております。そういった意味でちょっと遅れてるんですが、今言われた御意見を参考にですね、駐車場にしたいという意見もございますし、緊急ヘリの乗り場として整備する。これも一つの案だろうと思います。

これらをですね、教育委員会とともに考えながら、検討していきたいと思います。もう少しお待ちいただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） はい、ありがとうございます。町長から心強い答弁をいただきました。

大原ハイツの住民さんにとって、避難路の隣接町有地の整備が完了して初めて災害からの復興を感じることができるのではないかと考えます。町民が困っていることを優先して解決するために動くのが、行政の仕事であると感じます。安心して熊野町に住み続けていけるまちづくりをしていただくためにも、前向きに取り組んでくださることを期待いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、女性の支援についてなんですけれども、3月1日から8日は女性の健康週間です。2024年2月、経済産業省は、女性特有の健康課題による社会全体の経済損失の試算結果を公表いたしました。規模が大きく、それぞれの職場での対応が期待される月経随伴症、更年期症状、婦人科がん、不妊治療の4項目について、経済損失の総額は年間3.4兆円に上るとされております。こうした働く女性が抱える健康課題に、健康経営やフェムテックを導入する企業や自治体が増えております。

フェムテックとは、女性の健康課題を解決するための商品やサービス、取組を指します。

三原市では、経済産業省のフェムテック補助金採択事業を活用して、女性活躍の取組をされております。女性の健康ラインサポート事業において、時間や場所を取らずに、妊活及び女性特有の悩みを専門家に相談できるLINE相談や、ライフステージに応じた女性の心身の変化についてのセミナー、男女の更年期セルフケアチェックポイントなどのセミナーを開催されています。参加者からは、「病院に行くべきかどうか考えるきっかけになった」「日常の心がけの工夫が分かってよかった」と喜ばれております。ぜひとも熊野町でも取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（西村） 熊野町におきましては、今、こども夢プラザで、小さい子供からお母さん、それから今、こども計画におきましても、対象年齢がどんどんと上がっております。一番、今言われた年代の支援というのが、行政では一番、今、弱いところかなとは考えております。

ただ、今、少しずつですけれども女性の健康問題、経済を回していく上で、大変重要なことと思っております。各節目検診においても、しっかりクーポン等を配布いたしまして、これからそういった世代にもしっかり働きかけていながら、女性全体の節目節目、対応する悩み等も違ってまいりますので、そこら辺、しっかり頭に入れた上で、これからちょっと施策のほうも、事業を展開していきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） はい、ありがとうございます。

国は働く女性の健康支援への取組に重点を置かれておりますので、ぜひとも熊野町でも取り組んでいただきたいと思います。

次に、学校トイレに生理用品を設置することについてですが、府中市では2022年度から、全ての市立学校の女子トイレに設置をされています。以前は保健室で直接受け取る仕組みでしたが、利用が少なく、教育委員会は子供たちにとっては保健室に行くこと自体や、保健室でもらった生理用品をトイレに持っていくことへの抵抗感があったの

ではないかと分析をされています。また、小学5年生から中学3年生までの子供たちにアンケートを行ったところ、女子の3割余りが、「学校で生理用品がなくて困ったことがある」と答えていました。

設置後、女子生徒からは、「突然生理が来たときは本当に焦る。そういうときにトイレに生理用品があるとすぐに使用できるので、安心して授業を受けられるところがすごくいい」との声が多く、また、保健委員の男子生徒からは、「男女がお互いが違うことを知って、認めてから支え合っていく理解の部分がとても大切だと思うので、そこをしっかりとしていきたい」という声もあったそうです。

府中市教育委員会では、性別を超えて他者を思いやる心を育むことにもつながると言われていますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 以前、御質問を受けた後のことですが、それまでは町の小・中学校においては、学校のほうは子供に、必要な子供に貸与する形を取っておりましたけれども、それを配布する形に変えさせてもらったところです。

実際に学校の養護教諭でつくっています養護部会等ですね、検討してもらったんですけれども、やはり管理の問題であったりとか、あるいは特定の場所に置いておくと、もうそこに行くことに対して、逆に少し嫌な思いをすとか、冷やかされたりとかということがあるということで、必要な子については、保健室のほうに取りに来るという形にしたいというふうな話がありました。

ただ、今おっしゃられましたけれども、児童・生徒、男女を問わずですね、人を思いやる、リスペクトしていくというところを大事にしていくことも大事でありますので、大切なことでもありますので、その辺りも踏まえて、再度、各校養護教諭等ともしっかりと連携を図っていて、より適切な在り方について研究を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 今、教育長から、養護教諭と協議をされたという御答弁だったんですけども、こども基本法では、子供の意見を聞くということを非常に重要にしております。ぜひとも子供たちから意見を聞いていただきたいと思います。

想像して見ていただきたいんですけども、休み時間にトイレに行って、気がついて、保健室に取りに行くと、またトイレに戻って、それからまた教室に戻る。教室から保健室、教室からトイレの距離にもよるとおもいますが、短い休み時間の中で女子生徒がどれだけ負担になっているかということもしっかり考えていただいて、生徒たちの、女子生徒たちの声をしっかり聞いていただきたいと思います。

近隣市町では、既に設置されています。東広島市、また海田町では今年度中に設置する準備をしているとのこと。ぜひとも実施されているところを参考にしながら、熊野町でも学校の女子トイレに生理用品を設置していただき、子供たちが安心して過ごせる学校づくりをしていただきますよう、要望いたします。

次に、災害時における避難所での女性支援の取組についてですが、これまで何度も質問させていただきましたので、先ほど答弁にもありましたが、西防災交流センターでは、避難時には男性トイレを女性トイレに変えたりとか、様々な工夫をいただいているとは思いますが、しかしながら、発生直後の女性の居場所や、妊産婦及び母子のための支援については、いまだ十分とは言えない状況ではないでしょうか。

能登半島地震では、民間の取組で、被災された女性、これは避難所、在宅避難にかかわらずですけども、この女性の居場所が開発された地域がありました。長期避難になる場合は、被災地の女性が下着や生理用品、被害から身を守るための防犯ブザーなどを気軽に入手でき、周りの目を気にすることなく、ほっとできる女性専用の居場所を発災直後から立ち上げられるよう、準備していかなければならないのではないのでしょうか。町のお考えをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 避難生活が長期にわたるような場合につきましては、確かにそういう場所も必要であろうかというふうに考えております。各避難所におけるその避難状況とか、そういったような避難者の数であるとか、そういったものの状況に応じて、柔軟に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） はい、よろしく願いたします。

また、静岡県では、県の助産師会と自治体間での災害時の協定締結や、妊産婦及び母子のための避難所の指定を進めるなど、先駆的な取組をされています。

私は以前に、こども夢プラザを母子のための避難所にしていただきたいと要望いたしましたが、その後、検討していただいたのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） こども夢プラザは、確かに沖田議員のおっしゃるとおり、乳幼児世帯を支援するため、子供用のいろいろな施設を備えた、また、乳幼児支援を行うための教室などを開催しており、多くの乳幼児世帯の方に参加していただいていることから、乳幼児世帯にとってはなじみのある施設であるというふうに考えております。

前回御質問の後にですね、3か所の防災交流センターのほうを、町のほうでは開設いたしました。先ほど御説明させていただいたとおり、こちらの施設についても、乳幼児世帯に対する配慮、それから備蓄品などの充実させておるところでございますので、まずはそのいずれかの避難所のほうに避難していただきたいというふうに考えております。

そのため、当プラザの避難所開設につきましては、災害の規模、ほかの避難所における避難者の状況、それから避難所の運営職員の確保やプラザ本来の業務継続などを総合的に勘案した上で、判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 今後もですね、母子のニーズなどをしっかり聞き取りをしていただいて、進めていただきたいと思います。

私は以前に、防災安全課に女性を配置していただきたいと要望していましたが、現在、

女性の会計年度任用職員さんが配置されていることに対して、感謝申し上げます。先日の熊野東防災交流センターまつりでも活躍されていらっしゃいました。今後も女性の視点で意見を出して、熊野町の防災体制を充実したものにしていだけると期待をしています。

先ほど申し上げたんですけれども、熊野町にはですね、被害を防止するための防犯ブザーは備蓄されておりますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 中央及び東・西それぞれの防災センターに、防災ブザーのほうを備蓄をさせていただいております。単身で、単身女性の避難者の方であったり、お子さんであったり、そういった方、お申出があれば貸出しをするような体制を取らせていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） はい、ありがとうございます。

この防犯ブザーを備蓄していただいているところは、まだ自治体としては少ないのではないかと思います。先駆的な取組だと感謝いたします。

南海トラフ地震の発生時には、沿岸部の地域の住民が避難されてくることも予想されます。今後は受入れ体制についても考えていかなければなりません。まずは、町民の安心・安全のため、目の前の課題を一つ一つ丁寧に解決していただきますよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は14時50分。

（休憩 14時34分）

（再開 14時50分）



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、3番、水原議員の発言を許します。

水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 皆さん、こんにちは。3番、水原耕一です。本日もよろしくお願いたします。

今回は、災害対策の進捗状況について質問させていただきます。

近年も異常気象や地震等で災害が発生する頻度が増し、住民の方の意識も変わってきているように感じます。熊野町の総合計画の中で、基本目標4に、「安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進める」とあり、防災・減災対策の強化、砂防・治山・治水の推進、道路交通網の整備・充実、生活インフラの整備、消費者の保護と意識啓発などの基本施策に取り組んでいます。

また、このたび、立地適正化計画を策定し、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりと都市のコンパクト化を図ることを、20年後の令和27年、2045年の目標達成に向け、進めています。

今回はそれらを踏まえて、①住居に伴う対策と、②将来の砂防堰堤の設置と、③雨水対策の3点の進捗状況を伺います。

以上、詳細な答弁をよろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 水原議員の御質問、「災害対策の進捗状況について」、お答えします。

1点目の「住居に伴う対策」については、熊野町都市計画マスタープラン及び熊野町立地適正化計画の施策に基づき推進しております。

2点目の「砂防堰堤の設置について」は、広島県において、広島砂防アクションプラン2021を策定し、計画的に砂防事業を進めていただいております。

3点目の「雨水対策について」は、昨今の気象変動により、頻発化・激甚化する豪雨により、町内でも浸水や冠水が発生しているところから、対策が可能な箇所について取

り組んできたところでございます。

詳細は、建設農林部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 水原議員の御質問、「災害対策の進捗について」、詳細にお答えします。

1点目の「住居に伴う対策」については、平成30年7月豪雨をはじめとするたび重なる豪雨災害により甚大な被害が発生し、多くの人命・財産が失われました。

本町では令和3年3月に「熊野町都市計画マスタープラン」及び、令和6年3月に「熊野町立地適正化計画」を策定し、災害リスクの高い区域における都市的土地利用を抑制するとともに、災害リスクの低い区域へ居住を誘導するなど、災害に強い都市構造の形成に向け、事業を推進しているところでございます。

「住居に伴う対策」でございますが、令和4年度からは「熊野町ブロック塀等安全確保事業」として、通学路や避難路に面するブロック塀の撤去・改修に伴う工事費の助成や、令和6年度からは「熊野町木造住宅耐震化促進事業」として、昭和56年以前に建築された旧耐震の木造住宅の耐震改修工事費の助成を実施しているところでございます。

2点目の「砂防堰堤の設置」については、平成30年7月豪雨において土石流が発生した13溪流を対象とし、砂防堰堤の整備が進められてまいりました。これらの溪流については、令和5年度末までに砂防堰堤が完成し、令和6年度末までに溪流保全工や管理用道路などの関連する工事が完了する予定と伺っております。

また、通常事業として、町内では雲母川と二河川支川19の2溪流を実施箇所位置づけて事業を進めていただいております。

3点目の「雨水対策」については、簡易的な対策が実施できる箇所において、浸水・冠水被害が少しでも軽減できるよう、土のう設置や水路のかさ上げなどによる即効性のある対策を実施してきたほか、本格的な対策が必要な箇所においては、流量計算等を行い、水路の新設や断面の拡幅などの抜本的な対策案を検討し、対応してまいりました。

また、県道瀬野呉線などの冠水箇所についても、管理者である県と連携し、流量計算や抜本的な対策案の検討などを行ってまいりました。しかしながら、全ての浸水・冠水箇所に対策ができておりませんので、引き続き、実施可能な対策の検討を進め、浸水・

冠水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 詳細な答弁をありがとうございます。

それでは、まず1つ目の「住居に伴う対策」の進捗状況について、質問させていただきます。

まず、住居に伴う対策で、ブロック塀安全確保事業というものがあります。そこで、町内の危険なブロックの把握というものはできていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 平成30年6月18日に発生した大阪北部地震を受け、同年の7月の4日から5日にかけて、本町では学校指定の通学に関しまして、町職員が緊急点検を実施しております。この点検では、高さ、傾き等に関しまして目視で確認を行い、およそ200か所の基準に満たないブロック塀が存在することが分かっております。多くは、控え壁が存在しないことや、擁壁の上に直接設置され、基礎がないなど、安全性が確認できなかった箇所となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） それでは、その後の通学路における危険なブロック塀の撤去率はどのようになっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 平成30年以降の具体的な調査は実施しておらず、おおむねの箇所数であることから、具体的な撤去率は算出できておりません。なお、これまでの実

績は、令和4年度は2件、令和5年度、6年度はともに4件となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 平成30年の調査で200か所近くあった危険なブロック塀ですが、今はそれ以上に該当する箇所が増えてきているところもあります。その割には、コンクリートブロックで条件補助金の交付件数が少ないように感じます。何か対策は考えられていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） この補助事業を活用していただくために、今現在、町ホームページ、また広報や自治会連合会が会議でお知らせするなど、周知を図っているところがございます。

それでもなかなか数のほうが増えてきておりませんが、引き続き制度の効果的な周知方法も併せて考えていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） このコンクリートブロックでの補助金の交付条件の中で、補助金の対象とならないものがあります。その中で、通学路や避難路でない場所や、建築基準に違法しているブロック塀のようですが、逆にこの基準に満たないブロック塀、これ違法建築物というものだと思いますけれども、そのようなブロック塀のほうが危険ではないでしょうかね。そのようなブロック塀こそ、補助を出して早く、早めの撤去を促すようなことをしたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 民地と民地のブロック塀や、通学路、また避難路でない場所のブロック塀は、公共的な役割を保持しているか、いないかの判断になっております。基準に満たないブロック塀とは、例えば、高さが2.2メートル以上あるとか、また壁の厚みが、高さにもよりますが、薄いもの、また基礎がない等がそれに当たりますが、築造された当時の建築基準法の基準を満たすことが補助の要件となっておりますので、それに危険ではありますが、基準に満たないものについてはちょっと今現在、補助できない状況となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（水原） それでしたら、そのような危険なブロック塀の所有者の方に、何かしらの対策を取るような指導等は行っていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~  
○都市整備課長（渡部） 建築基準法に関する規定に基づき、ブロック塀は所有者の責任において管理することが基本となっております。本町においては、指導までの権限がございませんので、町ができる範囲内で、町ホームページや広報、またリーフレット等を用いてですね、周知のほうをさせていただいている状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（水原） 民地で、町のほうで介入できるところはなかなか難しいというのがありますが、今、地震発生率がすごく高い状況になっております。危険なブロック塀が町内の200か所以上あるということは、本当に問題だと思います。ぜひ早めの対策というのをお願いいたします。

それでは、「住居に伴う対策」の次の質問、熊野町木造住宅耐震化促進事業の進捗状況について伺います。

今年度からの事業で、令和6年度の予算は100万円でした。補助限度額が工事費の80%、かつ、条件がですね、80%かつ100万円が上限でしたので、これを考えると、1件で終わる可能性があると思っていました。来年度の予算額を確認すると、345万円に増額していただきましたので、少しは安心はしたのですが、それでも、まだこれでは少ないと思います。

今年度の問合せ件数をお聞かせください。また、今後も予算の増額をしていくような考えはありますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 令和6年度の相談件数は10件で、1件の申請で上限の100万円を超えましたことから、1件で完了いたしております。令和6年度は初年度ということもあり、1件100万円としておりましたが、個々の要求において、前年度の相談件数を加味して、要報額を試算することから、令和7年度におきましては、残りの9件のうち対象になる3件程度を想定しております。

また、こちらにつきましては、改めて予算特別委員会において御審議をいただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） この木造住宅耐震化促進事業の条件等を見ますと、居住誘導区域内の住宅、これちょっとなかなか難しいんですけども、これは一応安全な場所に建っている住宅のことですが、こちらの補助対象額が工事費の80%かつ100万円を限度とあります。

居住誘導区域外の住宅、これは危険な場所に建っている住宅ですが、こちらは補助対象工事費の80%、かつ50万円を限度とあります。この居住誘導区域内外の分け方というものは、立地適正化計画に沿って決めているものでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（渡部） はい、そのとおりです。立地適正化計画に沿って決めております。

こちらのほうは、国・県の補助要綱の要件でも定められており、居住誘導区域内にしましては、国が50万円、県25万円、町25万円の計100万円、居住区誘導区域外は国25万円、県はゼロ円、町が25万円、計50万円となっております。

国・県ともに、区域外につきましては補助額が下がっておりますが、町としては町民の生命・財産を守る観点から、一律の補助を行っているところでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 立地適正化計画に沿って決めているというわけですけれども、この立地適正化計画の中では、1つの団地内で居住誘導区域が内と外とに両方あり、団地が分断される形となっているところもあります。団地もあります。これは、土砂災害警戒区域か、そうでないかで分けていることから団地を分割、分断ですね、するような分け方になっております。

立地適正化計画では、町のコンパクト化を目標に、目的に進めているとのことですが、団地の一部のみ残る計画は、意にそぐわないのではないのでしょうか。分断するのではなく、団地一帯を居住誘導区域外にして、団地内全てを補助金対象にするべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（渡部） 立地適正化計画の策定に当たり、この誘導区域の設定の方針で議論を重ねてまいりました。原則、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等のハザードエリアは、この居住誘導区域に含めない区域とされており、国が示す都市計画運用指針の考え方に基づいて設定を行っております。

今後も安全・安心に暮らし続けることができる住環境を整えることを優先に考え、区域の設定を行っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） また、先ほど申しましたが、居住誘導区域外の方ですね、この危ない箇所に住んでおられる方、こちら、土砂災害警戒区域内になります。この方に耐震補助80%、かつ50万円を出すような制度になっております。が、これは危険な場所での生活性を後押しするような感じがします。

土砂災害にも強い、地震にも強いといったような補強工事までするのであれば、少しは違って来るかもしれませんが、多額の費用が発生し、50万円の補助では少ないと思います。

それより、居住区域外、危険な場所から居住誘導区域内に建て替えができる補助のほうに力を入れたほうがいいのではないのでしょうか。これは朝、藤本議員が質問しました逆線引きの質問のほうにも絡んでくると思うんですけども、そういう方が居住をするのに、対象額がですね、23%かつ83万8,000円の補助しか下りません。これではあまりにも少ないと思います。

立地適正化計画の居住誘導区域内に沿って建て替えるのであれば、こちらのほうを増額検討するように要望しますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） 誘導区域外の方について、耐震補助を出すことが生活の後押しになるのではとのことですが、年齢や地域のコミュニティ、また住まわれている環境、家の建て替えに関する予算等、皆さん様々な問題を持っておられると思います。そのために、今回このような選択肢を設けて、今おります。

現在お住まいの場所に住んではいけないというのではなく、建て替えるのであれば、誘導区域外にお願いしたいというものでございます。

また、誘導区域以外の補助金の拡充につきましても、県また国のほうに一律の補助をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） よろしく申し上げます。これ、始まったばかりの事業ですので、いろいろやっていくことがあると思いますが、よろしく申し上げます。

それで、木造住宅の耐震診断費の、これ補助があります。これは先ほど部長の答弁でも言っておられましたが、対象は昭和56年5月31日以前に建築された建物で、補助額が2万円です。これは少な過ぎます。2万円の補助では、簡単な、本当、簡単な診断しかできません。

昭和56年以前の建物であれば、診断するまでもなく、耐震補強をしないとイケない家ばかりです。それならば、しないほうがいいような気になります。しっかりとした診断をしてもらうには、相場はいろいろあると思いますが、安くても10万以上、これ、本当に安いところですけども、それは必要です。

補助額を増額するか、それか正確な見積りを出してもらえそうな補助事業に変えたほうがいいのかと思います。住民の方は、やはり耐震補強にかかる金額というのが一番知りたいところだと思うのですが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（渡部） 耐震診断は、今現に住まわれている住宅の耐震改修が必要か否かを判断するものです。そこで、耐震改修が必要となったものは、新たに耐震改修設計により、耐震に必要な補強等の図面作成や設計が行われ、これに基づき見積りが提出され、おおよその金額が出されます。

おっしゃられるように、昭和56年以前のもものは、耐震性能を有していない木造住宅が多いと思われます。耐震設計の費用については、補助対象事業費に含むことになっておりますので、多額の持ち出しが必要となるため、町民の生命・財産を保護するためにも、補助の拡充も併せて国・県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） こちらのほうもよろしく願いいたします。

それと、これらの補助金事業を使う、行う際、どこに頼むか分からない方がおられる  
と思います。昨今の状況を見ますと、詐欺業者や悪徳業者の勧誘する可能性も出てくる  
と思われまます。町が公認する指定業者というものがありますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（渡部） 耐震診断については、一定の資格要件を有する町に登録した設  
計事務所でない、補助の対象になりません。今現在、町に登録があるのは9名です。

しかしながら、耐震改修工事につきましては、町に登録する必要があるため、自由に  
工事業者を決めていただくこととなります。耐震診断時に、こちらのほうも注意喚起を  
行って周知していきたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 耐震診断登録者の方が9名おられるということですが、そちらの方に工  
事のほうの依頼、推薦業者ですね、をしてもらうということはできないのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（渡部） 耐震改修をされる場合も、一度、町に相談していただければと  
思いますので、その点も踏まえて周知していきたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） はい、よろしく願いします。

熊野町木造住宅耐震化促進支援事業というのは、この大変意味のある事業が、今年度

からスタートしたと思います。国・県との関わりもあると思いますが、これから・・・  
になっていくと思いますので、住民の方のこの周知というのが、ちょっと足りないよう  
な気がします。この周知のほうの徹底のほうもよろしく願いいたします。

次に、砂防堰堤の設置の進捗状況について質問させていただきます。

先ほどの部長答弁で、平成30年7月豪雨対応の13溪流については、令和6年度末  
までに完了する予定と伺いました。その設置した砂防堰堤、砂防ダムですね、この管理  
についてですが、堰堤に土砂等の堆積が発生しているところがあると思いますが、これ  
はどのように処理を、今されていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） 整備済みの砂防ダムにつきましては、おおむね5年に1回の  
定期点検、それから、豪雨後に土砂の流出が懸念される箇所で開催される臨時点検とい  
うものがございます。その点検によって、施設の状況を把握した上で、異常に堆積が確  
認されたところについては土砂を撤去するなど、適正に管理をしているというふうに伺  
っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） これ、砂防堰堤、砂防ダム、造っただけでは、いざというときに役に立  
つような備えというのは必要なので、そここのところのチェックというのを、熊野町のほ  
うでもやっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、次にですね、先ほど、部長答弁の中から言われてました通常事業として、土  
石流、溪流、危険溪流2か所において、今までも砂防堰堤の整備が進められているとい  
う話がありました。その中の1つ、これ令和3年9月定例会において、皇帝ハイツ裏山  
の砂防堰堤設置5か年計画が決まったと報告を受けました。その後のそこの進捗状況は  
どうなっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（宗像） 議員さん申されました、皇帝ハイツの裏山の砂防堰堤の整備  
でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、広島砂防アクシ  
ョンプラン2021の実施計画箇所位置づけられております。

これまでに全体計画を策定するために、溪流調査を実施し、国から事業認可を受けた  
というふうに伺っております。令和7年度から事業着手されるということで、現地測量  
などを進めていくというふうに伺っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） それがなかなか耳に届いてこなかったもので、一応計画が決まってから  
4年が、今、たってるんですね。そこで、住民の方から、何の変化もないというよう  
な声が聞こえてまいりました。そこで今回、こういうふうな質問をさせていただいたん  
ですけれども、町として、これからもちょっと早めの設置に向け、県にいろいろと要望  
していったほしいのですが、そのところはどうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 宗像次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（宗像） 毎年ですね、県が年度当初に実施しております当該年度に係  
る事業箇所の説明会などがあるんですけれども、そういった機会を捉えてですね、これ  
までも当該箇所について、早期の事業化を要望してまいったところがございます。

来年度から現地測量に着手されるということをお伺いしておりますので、今後はですね、  
早期に工事の完了を要望することに加えまして、事業の進捗に向けまして、県に町とし  
ましても協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） はい、ありがとうございます。

災害が起こる前の砂防堰堤の設置というのは、本当に意味のある事業だと思いますので、これからも早めの設置に向け、よろしく願います。

最後に、雨水対策の進捗状況について、質問させていただきます。

大雨時、側溝の水はけが気になる場所がかなりあります。これの点検調査というのは、どのようにされていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） すみません。定期的な点検ということでは、実施をしておりますけれども、頻繁に土砂がたまる、土砂が堆積するような場所というのがありまして、そこについては職員のほうがパトロールを実施し、堆積土砂などの撤去を行っております。

また、職員、これ建設課だけではなくてですね、役場の職員に通勤時の監視などをお願いしておりますし、郵便局の業務中に異常を発見した際には、報告をいただくような協定などを結んでおりますので、そういった手法により異常の把握に努めているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） それでは、大雨時の町内の側溝の水はけの悪い箇所というものは、一応町では把握しているということで間違いないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） 熊野町総合計画というのがありますけれども、そちらに定められております警戒態勢に入りますと、調査・工作の班のほうが役場で待機をします。雨が小康状態になりますと、その工作班による町内のパトロールを実施し、異常箇所の把握に努めるほか、先ほども申しました、頻繁に土砂がたまるような箇所については、出水後に町の職員が確認をしております。

また、大雨のさなかですと、どう言うんですかね、地域住民や道路を利用されている方、それから警察などからも通報が入ってまいりまして、そういう状況で、どう言うんですかね、浸かっている、氾濫しているような状況を把握することも多くございます。そうした場合には、その通報を基にですね、緊急的にパトロールや改善などを実施しているところですよ。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） それでは、大雨時、熊野町でもかなり水はけが悪い場所、浸かる場所というものがあるのを、昔からある場所がありますけれども、そういったところの改善対策の進捗状況ですね、そういうところは進んでいますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） 冠水箇所の改善につきましては、コスト縮減を図りながら、効率的、また効果的な対策ができるように検討を行い、実施が可能な場所については、順次対応してきたところです。

しかしながら、流れ込む河川が増水することで、水路の流れが悪くなり冠水する場所や、既に暗渠、埋設管等があってですね、支障となり、水路が新たに整備できないような、難しいような場所があります。そういったところに、全ての箇所に対策ができていくかという、できていない状況がございます。

これらの箇所については、継続的課題となっており、引き続き実施可能な対策について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） はい、ありがとうございます。

いろいろと立地条件も絡んでくると思いますので、一概に水はけがきれいになくなる

ことが、なかなか難しい場所もあると思いますが、昨今のいろいろな新しいものですか、そういうものを調査研究しながら、またそういうところも随時改善していただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと河川が増水すれば、水路の流れが悪くなるということですが、少しでも水の流れをよくしていくには、川の中に堆積している土砂を撤去していくことも大切です。町・県管理河川の浚渫状況はどのようになっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） 町が管理する普通河川におきましては、今年度8河川、9か所の河川浚渫を実施したところでございます。

来年度予算におきましても、今年度と同程度の河川浚渫費を計上させていただいており、今後の出水に伴う河川の堆積状況や地域の要望などを考慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

また、県管理河川につきましては、今年度、二河川、熊野川、平谷川、呉地川の4河川について、浚渫工事を実施される予定というふうに伺っております。引き続き、町民の安心・安全を確保するため、適切に河川の浚渫を実施していただくよう、適宜、県のほうに要望していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） これもよろしくお願いします。

町内を回ってみますと、しょっちゅうたまる場所というものが、浚渫を、何年か1回に取ってくれるということをしてきていますが、なかなかたまっていない場所というのが、案外もう10年以上、ほったらかしになっているところなんかも、今ちょっとずつたまっていくところがありますので、そういう場所も少しずつ県のほうに、県ですか、町河川もありますけれども、そういうところの浚渫というものを少しずつ考えていただければと思いますので、お願いいたします。

最後に、これ下水道の点検になりますが、最近あちこちで増えてきている道路の陥没

問題があります。これ、老朽管のため、雨水が下水道に流れ込むところはないかなど、調査はしていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 寺垣内技術担当部長。

~~~~~○~~~~~

○技術担当部長（寺垣内） 今年1月に発生いたしました埼玉県八潮市の流域下水道管路のこの劣化による道路陥没、これを受けまして、本町では道路パトロールを早急に行い、また緊急点検を実施いたしました。この緊急点検につきましては、八潮市の原因とも思われる硫化水素、これが発生しやすいものが、やっぱり道路陥没に影響を与えるということで、この生まれる、想定される箇所47か所につきまして、職員が現地で点検を行っております。

また、この老朽化に伴って、雨水が下水道に流入されるところが大体主な原因となるんですが、この雨水の流入につきましても、老朽化対策として、特に今、熊野団地の老朽管路について、全線をカメラ調査を行って、改築、更新を行っているところでございます。

また、ほかの地区につきましても、老朽管路につきましては、今後、改築更新計画を立てて、またこれも併せて調査・対応を行っていく予定でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） よろしくお願いたします。

これ、道路陥没というのが、本当最近になってあちこちで出てくる状況ですので、熊野町もそういうことがないような状況をつくっていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

今回、災害対策の進捗状況について質問させていただきました。

災害はいつ起こるか分かりません。そのためにも十分な備えは必要となってきます。ブロック塀安全確保事業や熊野町木造住宅耐震化促進事業などの住居に対する対策の強化や、・・・として土石流危険流域2か所において、災害が起こる前に砂防堰堤の整備が進められていることや、雨水対策としても町・県河川の浚渫の実施など、日頃からの



備え、準備がいざというときに本当に役に立ちます。

災害がなくなることはありません。そのためにもますますの災害対策の強化の充実を要望します。

以上で私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で水原議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） お諮りします。

これより日程第6、諮問第1号、日程第7、諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、諮問第1号、日程第7、諮問第2号を一括議題とすることを決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第6、諮問第1号、日程第7、諮問第2号を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員の候補者の推薦」について御説明申し上げます。

熊野町人権擁護委員のうち、東委員及び片川委員の任期が6月30日で満了することに伴い、新たな委員の推薦について、人権擁護委員法に基づき、議会の御意見を伺うものでございます。

今回、新任の推薦をいたしますのは、中山三郎氏と植田義信氏でございます。

中山氏は、民間企業勤務を経て、防災に関する事など地域活動を積極的に行っており、障害者に関する人権課題にも関心を持っておられます。

次に、植田氏は、学校教員を経て、現在も小学校で非常勤講師を務めながら地域のボランティア活動に参加し、環境や福祉の問題解決に力を入れておられ、また、子供へのいじめ、インターネットによる人権侵害などの問題にも関わっておられ、人権について高い関心を持っておられます。

お二方とも経験を生かした人権擁護活動が見込まれることから、熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、諮問第1号について採決します。

本案については、中山三郎さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、中山三郎さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第2号について採決します。

本案については、植田義信さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、植田義信さんを適任とすることに決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより、日程第8、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、「刑法等の一部を改正する法律」が令和4年に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例を一括で改正する整理条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、改正法において、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することなどが定められたことに伴い、これらの文言を引用している5つの条例において、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と、同様の経過措置を設けるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第9、議案第2号、熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第2号、熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、1点目としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」の一部改正により、本法律の規定を引用する本条例に条項ずれが生じることとなったため、改正を行うものでございます。

2点目といたしましては、今般の基本業務システムの標準化に当たり、デジタル庁にて住登外者宛名番号管理事務が町の独自利用事務として整理されたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第10、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和6年5月に、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備と、子の年齢に応じて柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、また、介護離職防止のための仕事と介護の両方両立支援制度に関する周知の強化の規定などが整備されました。

国家公務員法においては、この法改正を受けた対応を行われるため、町の条例もこれに準じて必要な改正を行うものでございます。

内容といたしましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務時間、深夜勤務及び時間外勤務の制限を「3歳未満」としていたものを「小学校就学まで」に拡大すること、また、配偶者等に介護が必要となった場合に、介護休暇制度について周知、意向調査を行うこと、その他、法改正による引用条文の条項ずれへの対応や文言の整理などがございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第11、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院の勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に準じ、本町の職員の給料及び手当等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛圓総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（佛圓） 議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料6を御覧ください。

初めに、1の改正の趣旨でございます。

先ほど町長の提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、人事院勧告による国家公務員の給与等の改正状況を踏まえ、給料及び手当等について改正を行うものでございます。

2の改正内容を御覧ください。

まず、(1)の給料でございますが、現在の給料表は昨年12月の議会において議決をいただいたところですが、今年4月以後に国家公務員に適用する給料表が人事院勧告において示されていますので、これに準じて改正を行うものです。

内容といたしましては、3級から6級までの最低月額を4号から12号給分引き上げるものとなっております、若手から中堅の職員が早期に昇格した場合のメリットを拡大するとともに、管理監督職の職責に応じた給料となるよう表の改正を行うものです。

なお、現在3級から6級にいるものについては、附則で定める切替表によって、今の号給から4号から12号低い号給に移行する内容となっておりますので、給料表の改正による月額の増減、これはございません。

次に（２）の手当でございますが、アの扶養手当につきましては、配偶者の手当は、令和７年度をもって廃止され、子への手当の増額が行われることとなったため、これに対応した改正を行うものでございます。

イの通勤手当につきましては、通勤手当の上限額は現在５万５,０００円でございますが、国においては、新幹線通勤等を行う職員を考慮し、その上限額を大幅に引き上げ１５万円とすることとなったため、これに準じて改正を行うものでございます。

ウの管理職特別勤務手当につきましては、緊急時や災害等の夜間の特定の時間帯に管理職が勤務を行った場合に支給するものでございますが、支給対象となる時間帯が広がることとなったため、これに準じて改正を行うものでございます。

続きまして、（３）昇給の基準についてでございますが、これまで５５歳以上６０歳未満の職員については、定期で２号の昇給を行ってまいりましたが、今度は国に準拠し、基本的には昇給停止とし、人事評価において「特に優秀」などの評価があった場合のみ昇給させることとする改正でございます。

（４）その他につきましては、令和６年の人事院勧告に伴う諸規程の改正のほか、現状に即した内容とするための明文化を行うものでございます。

施行日につきましては、３に記載のとおり、令和７年４月１日としております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○５番（光本） 先般の全協での説明のときにいただいたんですけども、現行では熊野町のラスパイレス指数は、県内では２１位から２３位、ほぼ非常に低位だという状況の説明がありました。

今回、引上げをすることによってですね、この最下位レベルのラス指数が大体何位ぐらいに位置づけられるようになるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛圓次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（佛圓） ラスパイレス指数でございます。先般ですね、全員協議会の中で説明させていただきました初任給改定、また在職者の調整等による影響もありまして、現在ですね、令和6年度が94.6というようなラスパイレス指数になっておりまして、ちょっとこれをですね、ちょっと試算というのがですね、ちょっといろいろ職員の年齢構成であったりですね、在職者のちょっと職域の関係でですね、なかなかその比較というのがちょっと難しい状況あります。これは、ちょっとまた給料改正後に、また各町との比較になると思うんですが、現時点ではちょっとその比較というのはできないような状況になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 言われるとおりでと思います。いずれにしても、県平均並みにはいくんじゃないかというように見込んでおります。非常にいいことだと思います。職員の皆様には大変これからも励みに頑張ってくださいと思います。

これと併せてですね、今回の改正と併せて、現在町で行っておられる人事考課制度、職員研修等についてですね、併せて改善点とか、これを機に新たに始める取組等がございましたら伺いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西岡総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西岡） 人事考課でございます。給与等へのですね、反映については昨年度から始まったところでございます。今回、手当等にですね反映するようなこととなっております。現実頑張っている職員に対しては、手当のアップ、ちょっと勤務成績が悪い職員については、減額というような制度でございますが、アップする職員のほうが多いというような状況であります。

今後どのように調整していくかというのが今後課題として出ようかと思っておりますので、現状をですね、ちゃんと把握しながら、職員のやる気につながるようにですね、改正していきたいと考えております。

以上です。



〇議長（時光） 光本議員。

〇5番（光本） そのとおりだと思います。めり張りをつけて、やる気のある意欲のある職員、また実績を残した職員については、きちっと評価をできるような制度が合わせてですね、お願いをしたいと思います。

町民の方も、単純にですね、給料が高く感じる評価にならないように、それだけ職員頑張ってるという姿を見せていただきたいと思います。これはお願いで答弁は必要ありません。よろしく願いたいと思います。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

〇議長（時光） これより日程第12、議案第5号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第5号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律の一部を改正及び運転免許証とマイナンバーカードの一体化の施行に伴う条項のずれ及び文言の整理を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 提案者から提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第13、議案第6号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第6号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例につきましては、国民健康保険者保険加入者1人当たりの診療費の増額などの影響により、現行の保険税率では、県が示す1人当たりの保険税の必要額を賄うことができないことから、保険税の見直しが必要であり、熊野町国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

〇住民生活部次長（福嶋） 議案第6号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料8を御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、本改正は国民健康保険税の税率改定とこれに伴う保険税軽減額について改定するものでございます。

2の改正内容でございますが、国民健康保険税は（1）基礎課税額医療分と（2）後期高齢者支援金等課税額、（3）介護納付金課税額の三つに区分されており、それぞれの所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を算定し、合計した額を国民健康保険税として課税をしております。

このたびの税率改定は、（1）の基礎課税額医療分の所得割率を6.96%から7.38%に、均等割額を3万2,900円から3万4,100円に、平等割額のうち、非軽減世帯に対する平等割額を2万3,700円から2万4,100円に改定をします。

なお、基礎課税分及び後期高齢者支援金等課税分の平等割額には、後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置が設けられており、国保世帯から後期高齢者医療制度へ移行する人がおり、国保加入者が1人になる世帯、いわゆる特定世帯に移行後、5年間は国保税の平等割額が2分の1に減額をされ、その後3年間は4分の1に減額される特定継続世帯に区分をされております。

この特定世帯に対する平等割額を1万1,850円から1万2,050円に、特定継続世帯に対する平等割額を1万7,775円から1万8,075円に改定をします。

（2）の後期高齢者支援金等課税額につきましては、所得割率を2.19%から2.42%に、均等割額を1万400円から1万1,100円に非軽減世帯に対する平等割額を3,750円から3,900円に、特定継続世帯に対する平等割額を5,625円から5,850円にそれぞれ改定をするものでございます。

（3）の介護納付金課税額につきましては、所得割率を1.85%から2.1%に、均等割額を1万円から1万1,000円に、平等割額を6,800円から7,100円にそれぞれ改定するものでございます。

次に（4）の国民健康保険税の減額についてでございます。

まず、① 7割軽減、次のページの② 5割軽減、③ 2割軽減でございますが、国保制度には低所得者に対する減額制度が設けられており、所得状況に応じて均等割額及び平等割額が減額される仕組みとなっております。

このため、先ほど（１）（２）（３）で説明をいたしましたとおり、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の均等割額及び平等割額の改定に伴いまして、それぞれ減額する額を改定するものでございます。

次に、④の未就学児の軽減でございますが、こちらは国保加入者の未就学児に対する均等割額を5割軽減する制度でございます。

低所得者世帯につきましては、均等割額を7割、5割、2割減額した後の額から5割が軽減されます。こちらにつきましても、先ほどの低所得者に対する減額制度と同様に、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改定に伴い、それぞれの世帯区分の課税額から減額する額を改定するものでございます。

最後に、3の施行期日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第14、議案第7号、熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第7号、熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、消防団におけるシニア層の活躍の推進を図る観点から、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和7年4月1日に施行されることを受け、町条例もこれに準ずることとし、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、防災安全課長から説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 議案第7号、熊野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料9を御覧ください。

初めに、1の趣旨でございます。

提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されることを受け、町条例もこれに準じることとして必要な改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

退職報償金支給額表に示すとおり、勤務年数「35年以上」の区分を新たに追加し、「30年以上」を「30年以上35年未満」に改めます。

次に、3の施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

〇 9番（沖田） この35年以上とですね、30年以上35年未満の差額が10万円になってるんですが、10万円にされた根拠をお願いします。

〇議長（時光） 北川課長。

〇防災安全課長（北川） こちらの退職報償金支給額表でございますが、国のほうが決めさせていただきました給与表に準じたものとさせていただきます。

以上でございます。

〇議長（時光） 沖田議員。

〇 9番（沖田） それでは、この対象の消防団員は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

〇議長（時光） 北川課長。

〇防災安全課長（北川） こちらの新たな条例改正後に該当いたします35年以上勤務されておられる現職の消防団員の数でございますが、4月1日以降、該当者は6名いらっしゃいます。

以上です。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第15、議案第8号、熊野町社会体育施設等設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第8号、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例、別表第1において、一部文言の修正をするものでございます。

詳細につきましては、教育部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 議案第8号、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

これまで6月から9月の夏季期間中に、町民体育館アリーナを使用する場合には、午前9時から午後5時までを冷房の利用時間としておりました。しかしながら、昨今の気温上昇に伴い、午後5時以降の室内の温度が下がらず、利用者の活動に支障が出ていることから、午後5時以降の冷房を利用できるように改正を行うとともに、条例中の表につきまして、体育館の使用区分をより実態に即した分かりやすいものとするために「アリーナ」の文言の追加を行うものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ようやく条例改定いただいたとかで、ありがとうございますというところなのですが、なぜこんなに時間かかります、たったこれだけのことが。あれだけ熱中症で騒がれて、健康増進をうたっておる教育委員会がですよ、運動をしっかりとさせていただくための、このたったこれだけの条例改定、何か月かかるんですか、その理由を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） NPO法人の熊野健康スポーツ振興会のほうとですね、協議がありまして、夜間、空調を使うことにつきまして、体育館の利用者の方の意向のほうも聴取するという時間を設けさせていただきました。

もちろん金額がどうしても上がるということですね、そちらのほう、利用者様の理解をいただきたいという時間を設けさせていただきたいということで、ちょっと時間を要するというふうな経過でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ちょっとよう説明が分かりづらかったんですけどね。

まず、行政としてですね、健康増進をするのに当たってですね、四の五の理屈は要らんと思うんですね。熱中症がこれだけ騒がれる中でですね、まず、健康増進をするための環境を与える。与えるとは大げさなんですよ。

この条文一つも動かんかですよ。これ何か月もかかるんですよ。スピード感を持ってやっていただけない、町民の住民福祉の向上に対しての条例文を思うことが、なぜこんなにかかるのか。

そして、体育館のほうに、ある程度緩和措置を述べられたということやったんだが、この周知は各団体にされておられたのか。私は聞いた覚えはないんですけど、いかがですか。

~~~~~○~~~~~



○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） すみません。体育館を使用する方の周知につきましては、これから指導いくという形にはなろうかと思いますが、体育館のほうのどういう状況だったかということを利用者の状況をお聞かせいただいたということで、時間を利用するという形になっております。

本当にですね、時間がかかりまして申し訳なかったというふうに思っております。すみませんでした。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） あんまりしつこく言いとうないんですが、事故が起きてからじゃ遅いんですよね。健康増進しっかりしていただく。これ、そのために体育館利用いただいてですね、各団体、グラウンドもありますけど、体育館利用に関して、冷房があるものからね。その料金設定はもちろんでございますが、各団体ばらばらに片面使うコートもおられりゃ、3分の1アリーナ使われる方もおられるわけですよ。

利用方法によって、団体によって、意向が違うことがあれば調整はこれ体育館ももちろんですが、教育委員会が率先してなされればいいことですし、NPOももちろんですが、そのための体育協会もございますんでね。使わせる気になればすぐ使わせられることなんです。

まず、町民の命を守っていただかなきゃいけない。健康増進せい、健康増進せいって増進をする中で事故が起きたとき、大変申し訳ないようなことじゃ済まされんことですよ。

先んじて、行政として住民福祉の向上に向けて先んじた動きをしていただきたい。それも要望をしてから何か月たつのかということなんです。もうちょっとね、スピーディーにやっていただきたいんです。できることですから、予算がかかることではございません。ぜひともそういうことを肝に銘じていただきたいと思います。よろしく願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第16、議案第9号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第9号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、子育て支援課長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 議案第9号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例及び熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料11を御覧ください。

1、趣旨ですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設設備及び運用に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、家庭的保育事業等の運営に関する基準が見直されたため、次に掲載しております二つの条例の一部を改正するものです。

2、主な改正内容ですが、(1)保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しと(2)栄養士の配置を求めていた規定の見直しの二つです。

まず(1)保育内容支援及び代替保育に係る連携教育に関する見直しです。

①連携施設の確保に関する経過措置の延長ですが、家庭的保育事業者が保育所、認定こども園、または幼稚園から連携施設を確保しないことができるとする経過措置の期間を現行の10年から15年に延長するものです。②保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しですが家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園、または認定こども園等との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、ア、保育内容の支援については、保育所、幼稚園、または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、イ、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とするものでございます。これら(1)については、このたびの二つの条例において改正するものです。

次に(2)栄養士の配置を求めていた規定の見直しですが、栄養士法の改正に伴い、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができるとする国の基準の改正により、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮について、管理栄養士を追加する改正でございます。(2)については、家庭的保育条例についてのみ改正するものでございます。

最後に、3の施行日でございますが、令和7年4月1日から施行するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第17、議案第10号、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第10号、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、本条例と熊野町放課後児童クラブ設置運営条例、設置運営条例施行規則との重複規定を整理するため、条例においては、児童クラブの名称、位置及び施設名を定め、規則では、各児童クラブの支援の単位及びその定員等について定めるよう本条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第18、議案第11号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第11号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係法令の整備に関する省令が、令和7年4月1日に施行され、国の基準が改正されることに伴い、町条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、栄養士法の改正に伴い、栄養士免許の取得者でなくても、管理栄養士国家試験を受験することは可能になることを受け、指定地域密着型介護老人福祉施設に栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、人員基準を満たすとするものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、明日午前9時半から会議を開くことにしたいと思います。ですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議ないものと認めます。よって、本日は延会とし、明日午前9時半から会議を開くことと決し、これをもって延会とします。

(延会 16時29分)